

平成23年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成23年9月15日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

事務局長 田中 澄 昭  
書記 佐藤 葉 子  
書記 三澤 久美子  
書記 高 久 晴 三

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加藤 剛 士 君  
副市長 中尾 裕 二 君  
副市長 久保 和 幸 君  
教育長 小野 浩 一 君  
総務部長 佐々木 雅 之 君  
市民部長 扇 谷 茂 幸 君  
健康福祉部長 三 谷 正 治 君  
経済部長 寺 崎 秀 一 君  
建設水道部長 野間井 照 之 君  
教育部長 鈴 木 邦 輝 君  
市立総合病院  
事務部長 松 島 佳 寿 夫 君  
市立大局  
学長 鹿 野 裕 二 君  
営業戦略室長 湯 浅 俊 春 君  
上下水道室長 石 橋 正 裕 君  
会計室長 竹 澤 隆 行 君  
監査委員 手間本 剛 君

1. 出席議員（20名）

議長 18番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 奥 村 英 俊 議員  
3番 上 松 直 美 議員  
4番 大 石 健 二 議員  
5番 山 田 典 幸 議員  
6番 川 口 京 二 議員  
7番 植 松 正 一 議員  
8番 竹 中 憲 之 議員  
9番 佐 藤 靖 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒 津 喜 一 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日根野 正 敏 議員  
16番 谷 内 司 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
19番 東 千 春 議員  
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

7番 植松 正一 議員

11番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

介護保険事業について外3件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、大きい項目、介護保険事業についてであります。国の方針で施設介護重視から在宅介護に軸足が移されていく中、特養老人ホームの増床に向けた動きは極めて厳しい状況にあり、運営費に充てられるはずの介護報酬の引き下げや建設費の補助金の削減により全国的にも介護保険料の保険施設の施設整備が進まない状況が進んでおります。その背景にあると思います本市の特別養護老人ホームと介護施設の待機者数の現状、状況と待機者解消に向けての計画やお考えについてお尋ねをいたします。

次に、名寄市は介護保険料の値上げにつながる施設の建設を民間に要請しておりますが、介護保険の引き下げにより採算がとりにくく、建設はなかなか進んでおりません。有料老人ホーム、ケアハウスなどの特定施設の整備状況と当該施設利用者の経済的負担の実情と負担軽減策について理事者の御見解をお願いいたします。

次に、名寄市の高齢者率は28.3%となり、少

子高齢化が進んでおります。福祉施策、高齢者介護、障害者福祉、社会福祉とさまざまな多岐にわたる相談内容になっておりますが、地域包括支援センターの業務が多忙になりつつあると思います。地域包括支援センターの課題と充実を含めた公的支援策の今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、地域密着型サービスを充実させることがこの介護の部分につながるというふうに考えております。365日、24時間の在宅サービスが求められておりますが、その拠点整備として小規模多機能型居宅介護や認知症対応グループホーム、また短期入所生活介護の整備が求められておりますが、現状の課題と取り組みについて理事者の御見解をお願いいたします。

次に、総務省の調査によりますと2006年、家族の介護と看護を理由に約14万4,000人が離職をいたしました。2002年の1.6倍にふえております。年齢別に見ますと、50歳代が約5万7,000人、60歳代が約2万7,000人、40歳代が約2万5,000人、男性の離職者の4割は40歳から59歳、女性も40代の離職者が2倍にふえております。働き盛りや管理職世代が介護の問題に直面しております。介護弱者への取り組み課題と在宅介護者の家族の状況と課題についてお尋ねをいたします。

次に、市長の行政報告にありました7月20日から28日まで、市内6カ所福祉懇談会の意見をまとめたと思われます。その状況をお知らせください。

続きまして、大きい項目の2つ目、不活化ポリオワクチンについてお尋ねをいたします。ポリオ生ワクチンは、今でも世界を脅威から救ってくれております。注射や針なども必要なく、スポイトで液を垂らし、飲んでもらい、大人数で接種が可能であり、ポリオが多数発生する国には有効なワクチンでした。本市の近年ポリオ生ワクチンの接種状況についてお知らせをいただきたいというふ

うに思います。

後進国でポリオが多数発生する国には有効な生ワクチンではありますが、欧米を中心とした先進国ではポリオに感染する機会がなく、ワクチン関連麻痺性ポリオだけが生ポリオによって発生する状況にあるそうです。不活化ポリオワクチンは、ウイルスを殺してばらばらにし、免疫をつけるのに必要な部分のみを集めた、免疫が低下している人でも不活化ポリオワクチンを接種しても感染して病気を引き起こさないとされており、来年度から東京都では、不活化ワクチンの接種が始まり、名寄でも小さな子供を持つお母さんが旭川まで行き、この不活化ポリオワクチンを接種されています。本市としても子供が安全な不活化ポリオワクチンの導入の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の3つ目、福祉灯油についてお尋ねをいたします。近年投機資金の流入や中東の国内の自由化等の闘争により、原油価格の高騰が続いております。北海道の住民は、10月より半年間暖房をたいて生活しており、北海道としての福祉灯油の取り組みの状況と対象状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、生活弱者である年金生活者、障害者、生活保護者、低所得者は、年金、賃金の減少の方への対応として、この福祉灯油が需要期価格、8月での価格よりも12月が20%上昇したときに灯油価格の差の分、年間消費量の半分を支給されます。また、生活保護者には冬期薪炭費で賄われますが、今後の福祉灯油としての対応、対策についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

大きい項目の4つ目、街路樹環境と交通安全対策についてお尋ねをいたします。街路樹は、ヒートアイランドを防ぎ、地球温暖化を防ぐ役目をし、人には雨や日差しを防ぎながら歩行を助け、車の騒音と建物の反射音を遮断、排気ガス中の粉じんを吸収し、二酸化炭素を酸素に変えるという素晴らしい役目をしております。名寄の街路樹の管理

体制をお知らせいただきたいというふうに思います。

また、地球温暖化対策や騒音防止、二酸化炭素を酸素にするというすばらしい反面、通行人や乗用車の運転手からはとまれの標識、信号機が見えにくいという声があります。また、歩行者は歩道や道路の草が生い茂り、危ないという声もあります。行政としての街路樹の安全上の取り組みについて御見解をお願いいたします。

以上をもちまして壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） おはようございます。高橋議員の質問の大項目1、2、3は私から、4につきましては建設水道部長からの答弁とさせていただきます。

初めに、介護保険事業についての小項目1の特別養護老人ホーム、介護施設の待機者数の状況と待機者解消に向けての計画について申し上げます。全国各地で特別養護老人ホーム等の介護施設の入所待機者の増加が問題になっておりますが、本市の入所系施設の状況では特別養護老人ホーム180床、介護老人保健施設100床、軽費老人ホーム50床、認知症グループホーム36床が整備されており、医療保険の療養型病床が211床に本年10月1日より開設予定の小規模ケアハウス29床と認知症高齢者グループホーム18床を含め、合わせますと624床となります。特別養護老人ホームの入所に関しましては、清峰園及びしらかばハイツでは四半期ごとに、他施設等においても入所判定委員会をそれぞれ開催し、入所希望者の待機場所や要介護認定度、介護者となる家族構成などをもとに入所順の優先度を決定しております。

平成23年7月末現在において市内特別養護老人ホーム2施設の入所申し込み数、待機者数は208人で、待機場所別では在宅110人、入院35人、介護老人保健施設等入所34人、ケアハウス、生活支援ハウス、有料老人ホーム等で29人

となっておりますが、実際の申し込み数は重複している方が多く、この合計数より少なくなると考えられ、在宅の重度の要介護者や既に病院に入院、施設等に入所している方120人程度が入所の必要性が高いと考えているところです。入所者の移動につきましては、22年度で47人の入退所がありました。入所決定につきましては、入所判定委員会の優先順位に基づいて申込者の入所に至っております。また、介護老人保健施設では7月末日現在では70人の待機者がいると伺っております。入所につきましては、介護保険サービスを受ける必要性が高いと認められる方から優先して入所に努めるよう省令で規定されております。なお、22年度の入所者等の移動につきましては、73人の入退所者があったと伺っております。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設の入所を希望されている理由としては、高齢世帯、独居世帯などで在宅介護が困難となり、早急に入所希望される方、将来の安心を求める方などさまざまな状況となっております。本市の特別養護老人ホームの入所定員は180人で、人口規模からしますと施設の供給体制は高いものと考えております。また、本年10月1日に開設予定の2施設により喫緊の入所を要する希望者の一定の解消が図られるものと考えております。これらの状況を踏まえ、今後名寄市保健医療福祉推進協議会において第5期介護保険事業計画の中で新たな施設の設置などを協議していただきたく考えているところでございます。

次に、有料老人ホーム、ケアハウスなどの特定施設の整備状況と当該施設利用者の経済的負担の実情と負担軽減策について申し上げます。市内には、特定施設入居者生活介護を提供する既存施設はありませんが、平成21年度から23年度に国の経済危機対策の一環で設けられた介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金を受け、小規模ケアハウスを建設する医療法人臨生会に対し、施設整備及び施設開設準備経費1億9,200万9,000円

を北海道の補助を受けて助成する予定となっております。臨生会では、介護保険サービスである特定施設入居者生活介護もあわせて開設することになっており、10月1日より事業開始を予定しております。特定施設入居者生活介護を提供する施設としては、名寄市内では初めての開設となります。また、入所費用の負担の軽減につきましては、小規模ケアハウスとしては社会福祉法及び老人福祉法に規定されている軽費老人ホームであり、国の要綱に基づき前年の収入に応じて基本料金が定められており、冬期間で月額最低7万円台、最高で15万円台の予定と伺っております。

なお、特定施設入居者生活介護を利用する場合は、介護度に応じて介護保険サービスにかかった費用の1割が利用者の負担となっております。小規模ケアハウスの負担軽減につきましては、市独自での実施は現在考えておりません。

次に、地域包括支援センターの課題と充実を含めた今後の取り組みについて申し上げます。地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域でその人らしい生活を継続することができるように保健、医療、福祉サービスを初めさまざまなサービスを必要に応じて総合的、継続的に提供し、地域における包括的な支援を行うための総合機関として業務を行っているところです。高齢者人口の増加により総合相談支援件数は、平成20年度では延べ677件、21年度では800件、22年度では977件となっております。年々相談件数がふえてきている状況にあります。22年度の主な相談内容につきましては、介護保険サービスについてが一番多く417件、続いて健康についてが127件、要援護高齢者についてが131件となっております。相談方法は、来所、電話、訪問等により対応しておりますが、相談の内容は介護、保健、福祉、虐待防止、成年後見制度など高齢者の暮らしに係る相談を受け、関係機関及び制度につなげていくなどの支援を行っております。

課題といたしましては、特に最近は相談内容が

複雑化しており、高齢者や家庭に重層的に問題のある困難なケースが多く、地域包括支援センターそれぞれの専門職の知識を生かしながら、相互に連携をとり、必要なサービスや制度に結びつけていくなどの支援を行っているところです。また、介護予防特定高齢者施設事業により特定高齢者を把握するため、今年度から5カ年計画で市内全域の65歳以上の高齢者を対象に基本チェックリスト調査を実施しているところですが、特定高齢者全員の状況把握を行うことや介護予防教室を拡大していくことが今後対象者の増加により困難な状況が予想されるところです。現在管理職1名、主任介護専門員1名、保健師3名、社会福祉士2名、看護師1名、臨時介護支援専門員4名を配置し、12名体制で業務を行っておりますが、業務量に合わせ適正な人員配置を行うとともに、今後におきましては多様化する相談内容に対応できるよう職員の資質向上の強化を図り、総合相談支援業務や介護予防事業に重点を置き、さらには関係機関と密接に連携をし、高齢者に対する支援等を地域において一体的に実施する中核的機関としての機能を充実してまいりたいと考えております。

次に、地域密着型サービスが求められているが、現状と取り組みについて申し上げます。地域密着型サービスは、高齢者が重度の要介護状態になっても可能な限り住みながら自宅または地域で生活を継続するため、身近な市町村で提供されるもので、平成18年4月に創設されました。地域密着型サービスには、夜間対応型訪問介護など6種類のサービスが規定されておりますが、市内には定員10名の認知症対応型通所介護が1カ所、定員18名の認知症対応型共同生活介護が2カ所とことし10月1日開設予定を含めて4カ所でサービスが提供されることになっております。新設される里の家2号館も介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金を受け、建設する医療法人社団三愛会に対し、施設整備及び施設開設準備経費5,595万7,000円を北海道の補助を受けて助成する予定

となっております。

地域密着型サービスの課題につきましては、近年の経済情勢の悪化もあり、地域密着型サービスを担う事業所の参入がないことが挙げられます。本市においても先ほど述べました介護基盤緊急整備等特別対策事業により、地域密着型サービスを実施する介護拠点の整備が実施できる旨、市内の介護保険サービス事業者の皆さんに御案内をさせていただきましたが、実施の意向はありませんでした。また、第4期介護保険事業計画では25名の小規模多機能型居宅介護を計画しておりましたが、開設には至っておりませんでした。今年度策定する第5期介護保険事業計画の中で本市に必要な地域密着型サービスの検討を現在進めているところです。

次に、介護弱者への取り組み課題と在宅介護の家族の状況と課題について申し上げます。全国的に高齢者人口の割合は年々増加傾向にあり、核家族の一層の進行とともに高齢者のみの世帯が増加していることから、家庭における介護力は低下の傾向にあります。重度の要介護状態の在宅において、本人や家族の許す限りの介護保険サービス等を利用しているにもかかわらず、家族の介護負担が大きくなっている方や介護保険サービスを利用できるのに経済的理由等により十分な介護サービスを利用できない方など、支援が必要であるにもかかわらず、その支援を受けられない状況にある方なども含め、介護弱者と考えているところであります。これらの方々につきましては、さまざまな家庭状況に置かれていることから、家族関係が複雑であったり、経済的な問題を抱えていたり、プライベートに踏み込んで対象者等の実態を把握することは困難な状況にあります。今後健康福祉部におきまして御相談をいただいた場合には、御本人や御家族の意向に合わせ、必要な介護サービスを行うに当たり関係機関と連携を図り、できるだけ介護者の負担を軽減できるよう対応してまいりたいと考えております。

また、要介護認定を受けた高齢者を介護している介護者に対して、介護から一時的に解放し、介護に関する講話や軽スポーツなどを実施することにより、介護者相互の交流と心身のリフレッシュ等を図るため、社会福祉協議会に事業を委託し、家族介護者交流事業を毎年4回程度、約70名の参加をいただき、実施しているところです。さらには、今年度名寄福祉相談ガイドを作成し、全戸配布を行ったところですが、今後も広報等を通じて気軽に相談できるよう周知を図ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、介護をするに当たり介護者一人が悩まず、関係機関に気軽に相談をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉懇談会での参加者の意見について申し上げます。本年度は、名寄市総合計画後期計画を初め高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉実施計画、さらには名寄市地域福祉計画とこれに並行して社会福祉協議会においては名寄市地域福祉実践計画を策定することになっております。これらの計画づくりに多くの市民の声を反映すべく、7月20日から28日にかけて市内6会場において福祉懇談会を開催いたしました。多くは高齢の方々でありましたが、名寄大学の学生や主婦層から夜間にもかかわらず延べ67人の市民参加をいただきました。

高齢者、障害者対策など福祉行政への幅広い意見がありましたので、その一部を報告させていただきます。一番多かった意見は、高齢社会に向けてのもので、地域づくりは行政に頼るばかりではなく、町内会や近隣住民の協力が必要との認識はあるが、隣近所のつき合いの希薄が進み、見守りなど町内会単位での事業が思うようにならない。また、個人情報の問題も事業を停滞させる原因となっているというものの内容でありました。そのほかには、子供から高齢者、障害者、すべての住民が暮らしやすい地域づくりを進めるには、町内会活動や民生委員の活動との連携を深める必要が

あるというものでした。若い方からの発言では、ボランティア活動に意欲はあるが、情報が少なく、参加方法がわからない。大学の地域交流センターが連携をとり、学生のボランティア活動や地域活動のサポートを推進していく必要はないだろうかという声が聞かれました。以上の3項目につきましては、意見交換の中で皆さんからいろいろな意見が出され、多く時間を費やした内容でありました。そのほかには、災害時に緊急時の要援護者の対応、福祉サービスや施設の充実、町内会への加入促進、高齢者に活動の場をふやしてほしいといった内容の意見が多く出されました。これらの意見につきましては、各計画に反映すべく名寄市保健医療福祉推進協議会等に諮り、国や北海道が進める福祉制度改革を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、大項目2の不活化ポリオワクチンの小項目1のポリオ生ワクチンの接種状況について申し上げます。我が国のポリオワクチンの経緯につきましては、昭和34年に野生株ポリオウイルス感染により手や足に麻痺などの後遺症を残し、小児麻痺が流行し、その予防対策として昭和36年からポリオ生ワクチンが予防接種法に基づき導入され、今日に至っております。対象者は、生後3カ月から7歳6カ月未満で、この間1回目の接種から6週間以上の間隔をあけて2回接種することになっております。本市においては、年間平均14回ほど集団予防接種で実施してきております。平成22年度7歳6カ月を超えた子供の接種状況は、1回目256人、接種率98.8%、2回目251人、接種率96.9%と国の目標数値である接種率95%を上回り、予防に対する関心の高さがうかがえます。また、23年度接種状況は、5月から7月までの実施分となりますが、1回目と2回目に接種した人を合わせて110人と、平成22年度同じ時期に接種した人は171人となっており、前年度と比較すると接種数が少ない傾向にあります。その要因は、ことし1月から始まったヒブワ

クチンや小児肺炎球菌ワクチンとの兼ね合いから接種する時期がおくれていること、またことし6月に厚生労働省から24年度に向け不活化ポリオワクチンの導入が検討されている旨の報道があり、保護者の方が新しいワクチンに関心を持って、受ける時期を見計らっている状況もうかがえます。

次に、不活化ポリオワクチンの導入について申し上げます。現在ポリオ生ワクチンの予防接種については、生きたウイルスの毒性を弱めたワクチンがつくられているため、それが原因で手足に麻痺症状を起こすケースがここ10年間で15人ほど報告されております。そのため患者団体などを中心にウイルスを殺し、病原性をなくした不活化ポリオワクチンへの切りかえを求める声が上がっております。また、ワクチンの安全性の確保を目的に国の促進のもと国内4社の薬品メーカーにより不活化ポリオワクチンの開発が進められております。厚生労働省は、この新しいワクチンの導入に向け所管する厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会などの中で議論を進め、早ければ24年度中にもこれまで実施してきたジフテリア、百日ぜき、破傷風の三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを加え、四種混合ワクチンとして導入する意向が示され、具体的な方策に向け議論するとの情報を得ているところです。現時点においては、あくまでも予防接種法に基づいた実施を基本とし、今後ポリオ生ワクチンから不活化ポリオワクチンへ導入が図られる際には、接種体制の構築や周知等に努め、円滑に推進してまいりたいと考えております。

次に、大項目3の福祉灯油の取り組みの小項目1の近年の福祉灯油の状況と対処状況について申し上げます。名寄の厳しい冬を快適に過ごしていただけるよう、生活に困窮している世帯に対し、冬期間の緊急措置として暖房用灯油の一部の支援を行ってまいりました。実施に当たっては、その年度の灯油価格の変動や気候の状況を勘案し、支

援が必要と判断した場合には実態に合った実施要綱を制定し、行うこととしております。近年では、灯油価格の急騰により平成19年度には192世帯に143万円、20年度には214世帯に107万円の支援を行っております。支援の対象者は、歳末助け合い運動義援金配分対象者名簿から社会福祉協議会の配分委員会が決定した者及び指定する施設に居住する障害者を有する世帯を基本とし、支援内容としましては前者が1世帯当たり100リットル、後者が35リットルの灯油券を発行しての現物支給を行いました。

次に、今後の対応策について申し上げます。現在の灯油の価格の状況は、今月9月上旬の名寄市契約単価で1リットル当たり90.3円、5月上旬の98.7円から8.4円下がりました。昨年同時期の9月の単価は77.7円となっておりますので、1リットル当たり12.6円ほど上昇しており、これからの需要期に向け少なからず生活を圧迫していくと感じているところです。9月時点の5年間の動向を見ますと、平成18年86.1円、19年84円、20年129.2円、21年72.5円、22年77.7円となりました。同じく12月時点の5年間の動向を見ますと、18年79.8円、19年99.8円、20年80円、21年72.5円、22年79.8円となり、両月を比較しますと20年を除き9月より12月のほうが高い傾向を示しております。さらに、それぞれの年度の平均を見ますと18年度80.3円、19年度86.5円、20年度100.7円、21年度69.3円、22年度84.6円となっており、5年間で平均は83.7円になりました。ことしの灯油価格の変動は、中東地域の政情不安から端を発した経済不安が世界に広がり、世界の景気を左右する原油相場の動向が大きく影響するものであり、予想はできませんが、今後の価格の動向を注視しながら、19から20年度で実施いたしました支援を基本として、急激な変動等の発生が予想される場合には、北海道や道内各市町村の状況を参考にしながら検討し、対

応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目4番目の街路樹環境と交通安全対策について、関連がございますので、街路樹の管理体制と通行人と運転者への行政としての安全上の取り組みを一括してお答えをさせていただきます。

名寄市の植樹をしている道路は、名寄地区で30路線、風連地区では2路線あり、高木、低木を含めて約7,200本が植栽されております。これらの維持管理については、町内会における清掃、除草活動、市においても高齢者事業センターに管理業務を委託し、パトロールや簡易剪定、除草を年2回から3回実施しているところであります。高木の街路樹の剪定については、樹木の成長を見ながら交通安全上危険な路線を3年から4年に1度の割合で剪定業務を行っている状況であります。また、囑託の街路樹調査員によりパトロール、危険木の伐採、除草等を随時行っております。

なお、交差点においては今後さらに重点的にパトロールの強化を図り、早期に街路樹の剪定を行うことで、歩行者、運転者の安全確保に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。引き続き要望と、また再質問をさせていただきます。

先ほど三谷健康福祉部長が言われておりました特別養護老人ホームの関係、また介護施設の関係は、大変に名寄市は多いという感じで私も思っておりましたけれども、やはり待機者の問題が一番重要なというふうに思っております。待機者208名、また介護施設は七十何名の方が待機されているという、何かさっきお聞きいたしましたけれども、この待機者の介護認定の度合いというのはどのような人数になっているのか、わかればち

よっと教えていただきたいなというふうに思うのですけれども、よろしく願います。

また、待機している方々は本当に介護4だとか5の方もおりますし、先日ちょっと相談に行ったところ、やはり本人も障害者なのです。それで、名寄の臨職に来て月10万円ちょっとぐらいいただいで生活している中で、日中はやはり仕事に行かなければならないと。また、昼の介護はお姉さんの妹がこちらに来ているから、その方に見てもらっているのだという。その妹も生活しなければならないので、夜のバイトで月4万円ぐらいで、そして眠い目をこすりながら、日中起こされて介護者の処置をしているというお話を聞いたときに、ある程度やはり介護施設の増床の部分というのはあると思います。民間のところにはいられれば一番楽だと私は思うのですけれども、やはり経済的な部分でそういう状況にある方というのは少ないのだと思うのです。大きい企業に勤めていて退職されている方だとか公務員の方でしたら、そういう部分も可能だと思うのですけれども、やはり先ほど言ったように介護だとか看護される方で、男の人で40代から59歳までの方々というのが一番介護の付き添いのために離職をされるという状況の中で、やっぱり皆さん大変な生活をされているというふうに思います。

先ほど民間の方でいろいろ介護施設等々を建てていただいている中で、私は地域密着型の部分、三愛さんで今回建てていただくということで、また待機されている方が助かるというふうに思うのですけれども、北海道の美瑛町や何かはある町内会のところが高齢者率二十何%になってきたと。学校の近くの町内会の空き住宅2つを賃貸して、そういう地域密着型の施設にして、泊まる方、また通う方、そして交流される方々というのをつくられて、認知症と一般の方の施設をつくられているようにお聞きしました。また、仙台では……仙台ですか、その学校の近くに2軒の民家を建てたのは。という活動をされております。先ほどなか



なか地域密着型は建てられないというみたいに部長の報告があったのですけれども、やはりいろんな方法で高齢者の方々、先ほど言ったように私も町内会の方々にお世話になるのも一番重要だと思います。豊栄町内会、本当に5月くらいから、朝6時からもう町内会の方々が中心になって、介護の高齢者を余り出さないで元気に暮らせる町内会にしようということで、毎朝ラジオ体操をやってありますし、元気会も開いておりますし、そういうのも大事なのですけれども、なかなかそういうところに行けない方もおられると私は思います。そういう部分で地域密着型というのは、24時間体制もつくるのも大事だと思いますし、これはやっぱり民間でなく名寄市で対応できていけないのかなという。地域包括センターもありますし、社協もある中で民間が入り込めないのであれば、入り込めないというか、採算が合わないからできないというのが現状だというふうに私は思いますし、それはやはり公的機関でやれないのかなという部分をお聞きしたいなというふうに思います。今の2点をよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今1点目の入所の208人に対しての内訳はどういうことかという御質問に対してお答えさせていただきます。

要介護度は、現在5段階にわたってございますが、1、2、3、4、5の部分で表現させていただきます。1段階、1級については21、2につきましては56、3につきましては58、4につきましては56、5につきましては17という形で合計208という内訳になってございます。

今の介護の部分で施設の部分、先ほどもお話しさせていただきましたように名寄市におきましては特別養護老人ホーム2施設を今事業団に運営をしていただいております。180床ということで、全国的に3万の人口の中で特別養護老人ホーム180床の数というのは決して少ない数ではないという認識、逆に高い認識をさせていただいており

ます。今議員言われましたように、それぞれ待機者の部分という数は希望で申し込みを出していただいておりますけれども、国で調査した結果のデータによりますと、大体それに要望があった人の数の中で緊急性のあるものについては約1割程度という国の結果も出ているところであります。名寄市においては、その数字はイコールではございませんけれども、先ほどお話ししたように約半分ぐらいの部分についてはやっぱり安心、安全という部分の数もあるのかなと。また、逆に他市町村の施設に入っておられる方がやはり名寄に戻ってこられたいだとか、そういう部分もあるのかなと考えております。先ほどお話ししましたように、在宅の110人、この方の中にまだ施設にも入れない、他市町村にも行けないという方がやはり緊急度のある部分かなという認識をさせていただきます。しかしながら、今の名寄市の財政状況を考えますと180床以上、また特養ではなく他の施設を運営するということになりましてやはり高額な施設資金が必要になってまいりますので、この部分につきましては現在の市内の事業所にお話をさせていただきながら、各行政の中で応援できるものについては、先ほどお話ししました10月1日に施設を開設する2施設につきましては国のそれらの事業を活用させていただきながら開設の運びになりましたので、そういう部分につきましてはそれぞれ行政として情報を把握しながら、民間活力に向け進めさせていただければと考えているところです。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。本当にその中でやはり在宅の家族の状況が一番重要かなというふうに、先ほど言ったようにいろんな方々がおられます。その方もケアハウスは御利用されているということで、その部分は大変すばらしいのですけれども、お話を聞くとやはりそういう疲れ切った中で介護の限界という部分の声もお聞きしました。そこの方は、まだ2人でやられてお

りますからそのような声はしていませんでしたけれども、そういう声をお聞きしましたので、施設が無理であればさっき言ったように地域密着型のサービスがやはり重要になってくるというふうに私も感じます。先ほど部長が言われた地域密着型の中で、いろいろなところにやっていただかないかというふうに要請をしたというのですけれども、これは名寄の福祉施設、または病院関係に言われたのでしょうか、それとも旭川を含めた全国的な規模のそういう介護サービスの会社がありますけれども、それも含めて要請をしたのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうでは、市内の事業者に対してお話をさせていただきました。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） その中でやはりお話をして、感触というか、これではちょっと厳しいだとかという課題だとか、そういうものはお話を聞かれたのでしょうか。あればちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 先ほど議員もお話ございましたように、やはり一番の問題はなかなか運営が思うようにいかないということが想定をされると。都会におきましては、都会って札幌ですとか旭川におきましても民間によるそういう施設がたくさんできているところでございますけれども、残念ながらあるお話を聞きますと、もう一部の都市においてはそういう施設も運営ができなくて廃業してしまったという施設も出てきているということを伺ってございますので、やはりそういう運営の部分では非常に厳しいのかなというお話が課題になっているのではないかと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。やっ

ぱり先ほどは、市内で福祉懇談会というのが起きましたけれども、部長が言われた高齢者、65歳以上の高齢者にアンケートをとるということで、チェックリスト調査をされるということで言われております。本当にこの中でいろんな声が高齢者の中から出ると思えますし、やっぱり介護をやられている方々の部分をしっかりと聞いて、第5期介護保険事業計画の中にしっかりと反映させていただきたいというふうに思います。

地域密着型の部分はもう少し検討していただいて、公的支援でできるのであればぜひ進めていただいて、介護をやられている家族の軽減策になるのかなと。私は、びっちりだけでなくもいいと思う。先ほど言ったように社協のほうで年6回そういう方々を集めて交流会を開いております。その中で介護をされる方を一時的にお預かりする短期入所生活のところをふやすだとかという部分であれば、私はある程度調整はされていけると思うのです。だから、しっかりとその部分を調整していただいて、これからの名寄市の介護福祉の事業の計画に取り入れていただきたいということをお願い申し上げます。

続きまして、不活化ポリオについてちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。先ほど部長が言われたように、先進国ではポリオをすることによってワクチン関連麻痺性のポリオにかかるということがふえてきています。その部分で先進国ではこの不活化ワクチン、ウイルスを殺してばらばらにして免疫をつける部分だけを活用というワクチンで、本当にもう免疫が低下している方でも病気を発生しないという、ほとんどの外国では使われていて、日本でもポリオの会の方が今年の12月15日に厚生労働省の岡本厚生労働大臣政務官にこの不活化ポリオワクチンの導入をということで言われております。東京でも先ほど言ったように来年度からこの不活化を使用していくということになっておりますし、生ワクチンは本当先ほど言ったようにポリオワクチンの原液をそ

のまま、ウイルスが直接入っているものですから病気を発症すると。その病気を発症してしまえば、家族にも保育所にもポリオを受けていない方々にうつるという可能性があって、日本でも発病のケースがありますので、私は本当に不活化ポリオを何とか活用していただきたい。先ほど24年度からは推進されるということで言われておりましたが、少しでも早く活用していただきたいというふうに思っております。

本当お子さんを持つお母さん、お父さんは、私これ言われたのはことしの4月でした、お母さんから。なぜ名寄は不活化ポリオワクチンを使わないのですかという、私も妻に言ったら、厚生労働省が認可していないしと。もしそれで発症でもしたら、不活化を使って発症したら補償問題になると。でも、厚生労働省で認定していないものを使うと、病気になったときに補償が出ないから使わないのだと各市町村が言っているというお話を聞いて、実際にそういう事例はあるのですけれども、生ワクチンではあるのですけれども、まだ不活化ではないみたいなのです。原液のウイルスを使っていないということで、その事例がないということで、本当東京都みたいにしっかりと子供の安心、安全のために私は少しでも使用を早めていただきたいなというふうに思っておりますし、この生ワクチン、病気を起こさない原液なのですけれども、ワクチン関連の麻痺性のポリオにかかる人というのはやはり免疫が少ない、低下されている方が多いと言われておりますし、免疫少なくても不活化は発病されないというふうに言われています。本当何人かのお子さんを持ったお母さんですから、名寄市が全部ではないと私は思います、この不活化を知らない方もおられますし。最近ですよね、不活化がテレビに出てこういうものがあると。生ワクチンでは発病してしまうのだという部分が出て、皆さんがやはり不活化に行ってしまうというふうに思うのです。名寄としてもやはり去年は96.5%いったけれども、まだまだ1回目、

2回目、6回ありますから、状況的には110人ですから下がっていると思うのですけれども、やはりテレビの影響というのは私はすごく大きいのではないかなというふうに思いますし、三谷部長はどうお考えだと、この下がった。先ほど言ったのは、やっぱり24年からやるからやらないのだよというふうに言われましたけれども、状況的にはどうだと思いますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 先ほども答弁させていただいた内容でありますけれども、やはり不活化部分が早ければ国のほうでは24年度から実施をしたいということで、今準備を進めているという情報がテレビ報道、新聞報道等でここ何回か出てきております。そういう関心が非常に高い分、先ほど例もお話ししました10年間ではありますが、15例ほど出てきているという、そういう数字も見ますと、保護者、お母さんたちはその状況はやっぱり見ていくという部分で、若干同じ時期で下がってきているのかなと、そういうことは考えます。しかしながら、今議員がお話あったようにこの不活化部分については今例もございませんし、国の補償は現在のところございません。名寄市といたしましては、予防接種法に基づいた安全、安心な部分ではやはり今年度はこれで実施していかざるを得ないということは、もうこのような形でしか実施できませんので、来年に向けて希望も含めて早目に実施できるように各関係機関とまた協議させていただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） もう時間もありませんので、次の福祉灯油のほうにいきたいというふうに思います。不活化は、厚生労働省が認可されましたらすぐにでもやってほしいですし、もし機会があればぜひやっていただきたいなというふうに思います。生ワクチンがそんなに期間もたないものですから、旭川や何かは数名の何人かで人を

集めてそれを接種しなければいけないということで、個人で輸入されている部分もありますし、ぜひ検討をお願いいたします。

最後に、福祉灯油のことについてお尋ねをいたします。本当に先ほど言われたように、平成19年、20年は140円台、そして20年が107円台ということで、すごい部分の……124円ですか、の110円ぐらいということで言われておりました。本当にその当時80円台からぼんと上がりましてこの福祉灯油になったのですけれども、ことしも現状は112円、20年で110円ぐらいなのですよ。今約90円30銭と言っていましたけれども、個人のうちや何かは92円ぐらいで、量が少ないものですから高く買わせていただいております。6月には99円だったのです、ことし。ということで、本当に福祉灯油の部分を名寄市でやったときと約20円ぐらいいしか変わらないような金額で、生活困窮者には大変厳しい状況になっております。北海道では、何かこの福祉灯油の部分の福祉の部分の会合があったというふうにお聞きしましたけれども、その状況というのはどうだったのか、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 北海道の状況は、現在のところまだ情報は入ってございません。しかしながら、現時点で道内の35市の状況を見ますと、実施を現在考えていない、または検討していないという部分が約74%、現在毎年要綱を制定をして恒常的に支給をしている自治体が8市、約22%という状況でございます。先ほど申し上げましたように、今後の価格の変動も考えられますので、北海道の動き、他市町村の動きを見ながら検討させていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 私8月からの上昇20%というのは、基準がちょっとおかしいかなというふうに思います。本当に去年もそうだったの

ですけれども、需要期は高いです。ちょうど終わりごろ、5月ぐらいにはことしも99円台つけまして、夏場は若干下がって、そしてまた需要期になると上がるという状況が毎年続いているのです。20年では6月は109円、10月は112円、21年4月が53円、11月、66円、そして22年6月が69円、そして9月が77円70銭、ことし6月、99円、そして9月に90円30銭という形になっておりますけれども、必ずこれから上がってくると思いますし、この生活弱者、高齢者、年金生活者、また障害者の方々に本当にもう安心して暮らせる名寄市の福祉施策をお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

都市再生整備計画名寄地区について外2件を、佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

最初に、都市再生整備計画名寄地区について伺います。名寄地区の都市再生整備計画は、改めて申し上げるまでもありませんが、老朽化が進んだ市街地の整備や駅周辺の未利用地活用による交通結節点の整備、交流機能や文化機能、市民交流機能などの都市機能の強化を図ることでまちのにぎわいと活力を回復、創出する。高齢化社会に対応して公共交通機関を強化することで、市街地中心部へのアクセスや利便性を高める。公園、緑地が少ない市街地中心部の広場、ポケットパークなどの整備とまち歩きが楽しくなるような商店街の空間形成を進めて、快適で魅力ある市街地を形成するを目標に掲げ、平成22年度から26年度までの5年間でまちづくり交付金事業を活用してまちづくりを進めるというものであります。主な事業としては、3・6地区市街地再開発、複合交通センター整備、名寄文化ホール整備、商店街フ

アサード整備、レンタサイクル運行、非耐震化施設である市民会館除去、コミュニティーバス試験運行、大通緑地整備、名寄せ広場整備などが挙げられていました。この計画は、5年間の事業期間の中で計画変更が可能という特殊形態な計画ではありますが、事業が原課に向け協議されているもの、いまだに見通しがついていないものが混在しておりますので、改めて計画の進捗状況、特に基幹事業、提案事業の中で事業主体を民間としているものについて、これまでの協議経過と見通し、認識についてお伺いします。

次に、JR名寄駅横整備の状況についてであります。市が取り組む（仮称）複合交通センターについては、この約1年間で大きな設計変更があったものの、その姿が具現化しようとしています。しかし、民間に売却した用地については、賃貸住宅は着工となりましたが、8月23日の経済建設常任委員会で明らかにしたQマートについては8月下旬ないし9月着工、12月開店に関してはいまだに着手の見通しが見えません。改めて今後の見通しについてお伺いします。

この件については、8月11日に行った市、商工会議所、株式会社西條による3者協議に基づいての報告と解釈していますが、平成21年5月27日に締結したJR名寄駅横再整備事業推進に関する基本協定書の認識についてお伺いします。特に第1条3項にある乙、株式会社西條は譲渡土地を譲り受けた後、甲、市及び丙、商工会議所と協議の上、速やかに事業に着手するものとする及び第5条、この協定書の定めのない事項及び協定書に関し疑義が生じたときは、その都度市、株式会社西條、商工会議所が協議するものとするに関し、この条文の解釈、認識についてお伺いします。

私は、民間に譲渡した土地であること、経済状況を踏まえ、さまざまな事情を理解しながらも、協定書締結から約2年4カ月が経過しているにもかかわらず、譲渡した9,536.64平方メートルのうちその中心部分の見通しがついていない現状

においては、多くの市民の皆さんの期待感を含め、同地区の整備にかかわる新たな協定を結ぶ必要があるのではないかと考えますが、今後の見通しとともに見解をお伺いします。

2点目に、名寄市立総合病院の将来展望についてお伺いします。市長は、行政報告の中でことし4月から6月の第1・四半期の状況について、入院患者数が1,680人、7.1%減の2万1,979人、外来患者数でも2,763人、5.3%減の4万9,348人、これにより医業収益でも入院収益では8,342万円、7.3%減の10億5,312万2,000円、外来収益も1,964万9,000円、4.2%減の4億5,224万9,000円、合計で前年度実績に比べ1億306万9,000円、6.4%減の15億537万1,000円と報告があり、一昨年度の実績に近い収益状況になったことを明らかにしました。その原因については、消化器内科の診療体制縮小による影響が大きくあらわれたとしています。消化器内科に関しては、この9月末をもって休診となる見込みでありますので、さらに大きな影響を与えることが懸念されています。市長は、今後も医療スタッフの確保に努めるとしていますが、病院経営を左右しかねない課題でありますので、まず医療スタッフの不足状況及び現在の状況、さらには今後の見通しについてお伺いします。

また、今年度は改革プランの最終年であり、収支を合わせる必要性に迫られておりますが、市長が行政報告に掲げた他の診療科の収益確保、費用の節減について具体的な考えを明らかにしていただきたいと思います。現在まで名寄市立総合病院では、不良債務の発生はありませんが、累積欠損金が膨れ上がることも懸念されていますので、累積欠損金の現状及び今後の見通しについてもお伺いします。

私は、消化器内科の休診あるいは精神病棟の改築を考えると、現在の交付税プラス1億1,000万円の繰り入れだけで病院経営の悪化を阻止す

ることになるのかを懸念しています。しかし、経営の悪化は市民の皆さんの命と暮らしを守る体制への影響がありますので、繰入額の増額について市民理解を得ながら検討を進める時期に入っているのではないかと考えますが、御所見をお伺いします。

3点目に、名寄市立大学の将来展望についてお伺いします。保健、医療、福祉という人のよりよき生活のための支援サービスに携わる人材をばぐくむ名寄市立大学と児童福祉及び幼児教育という子供のよりよき生活や発展支援に携わる人材をばぐくむ短期大学部がともに名寄市の大きな教育財産として存在しております。高校の新規学卒者が減少する中であって、今後も発展することが期待されていますが、学内では現在何が大きな課題となり、どういう検討が進められているのか、この際明らかにしていただきたい。特に市長の公約に掲げている短期大学部児童学科の4大化について、児童学科が2年制であることのメリット、デメリット及び就職先における2年制と4年制のニーズを含め、学内の検討経緯、設置者との協議経緯についてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私から大項目の1の都市再生整備計画名寄地区について、大項目の2につきましては市立総合病院事務部長から、大項目の3については市立大学事務局長からお答えいたします。

最初に、小項目の1、計画の進捗状況についてお答えをいたします。名寄地区都市再生整備計画では、主に市街地の再整備を目的として（仮称）複合交通センターのほか、この施設の機能を高めるためにレンタサイクル、コミュニティバスの運行のほか、（仮称）市民ホールの整備、現在の市民会館の移転機能後の跡地整備、名寄せ広場など市が行う事業や3・6地区市街地再開発事業、ファサード整備事業など民間事業を予定していま

す。市が事業主体となる（仮称）複合交通センターについては、平成22年度に事業に必要な用地の取得や整備する施設の基本設計、平成23年度から詳細設計に着手しており、本年10月に入札のための縦覧を行い、10月中旬ころ入札により仮契約を締結し、直近の定例議会に本契約の議決をいただき、事業に着手して平成24年度中の施設完成、平成25年度の供用開始予定で準備を進めているところであります。（仮称）市民ホールについて、本年度事業としては整備に必要な用地についてさきの議会で議決をいただき、土地を取得したところであります。この施設の基本設計については、9月下旬ころに着手し、施設概要等の整理を行い、市民の皆さんに公表しながら意見を伺い、本年度中に基本設計を行う予定としております。コミュニティバスの試験運行については、市民の利便性や（仮称）複合交通センター機能を高める路線の再編に必要な協議や準備を進めております。なお、そのほかの事業にあっては、準備が整い次第事業に着手してまいりたいと思います。

次に、民間が事業主体となる3・6地区市街地再開発事業についてですが、再開発事業については事業の推進に大きなかわりを持つ商工会議所から事業化は困難であることが示されており、次の事業展開について関係者間で協議はしておりますが、厳しい見通しであります。また、商店街振興組合が中心となるファサード整備事業については、内容や規模について協議を進めており、準備が整い次第議会に説明させていただきたいと考えております。

次に、JR名寄駅再整備の状況についてお答えいたします。株式会社西條が実施する商業施設Qマートについては、これまで報告させていただいておりますとおり事業が進められているところであります。さきの議員協議会で説明しました後に建築確認審査機関に対して店舗の確認申請を提出した旨の報告がありました。許可がおり次第建設に着手し、12月中の開店を目指すとの報告を受

けております。

次に、小項目3、3者協定の解釈についてお答えいたします。平成21年5月に3者により締結したJR名寄駅横再生整備事業推進に関する基本協定にかかわる解釈と認識についてであります。まず着工の時期について、一般論でのお答えになると思いますので、御理解を願いますが、行政が進める場合においては事業の構想のもとに事業計画書を作成し、関係上部機関の協議を経て事業実施の認可を得るのに最低1年間の時間を要し、用地の取得や基本設計がまとまるまでにさらに1年、詳細設計を終えて建設に着手し、完成までにさらに約2年の時間を要することになります。したがって、（仮称）複合交通センターの建設までには約4年の期間を要することになります。一方、民間が進める事業にありましては、用地取得費などの投資に伴う資金回収をするため、早期に収益事業を展開することが求められ、完成までに期間を要することは事業経営上不利となることが考えられます。よって、賃貸住宅については短期間の中で実施するものと思われれます。事業者には、協定書の条項に基づき、かつ3者の協定を踏まえ、速やかな着工に努力いただいているものと認識しております。

次に、協定に定めない事項や協定書に関する疑義についてであります。当初計画にありましたテナントの変更につきましても3者協議を基本として最善の方法を選択しながら進めているところであります。以上、現時点におきまして協定書の各条項につきましては、趣旨に基づき履行されているものと解釈しております。

次に、小項目の4、今後の見通しについてお答えをいたします。株式会社西條の事業計画について、賃貸住宅の整備については本年5月から事業着手となりました。また、中心となる商業施設Qマートについて、間もなく着工することについて報告させていただいているところであります。協定締結から2年4カ月の期間を経ておりますが、

この間国の政策変更、経済事情の変化などにより当初の計画についての見直しも余儀なくされている面があるものと思われれます。御指摘の白紙部分、商業集客施設部分のテナントについては、当初予定していました高齢者施設、温浴施設事業は事実上無理との判断があり、その後も新たな施設を検討されていると聞いておりますが、現段階で決まっていけないというふう聞いております。しかし、Qマート建設後においてもこのスペースは確保し、今後も誘致に向けて努力したい旨を伺っており、また商工会議所、市もこれに協力できることがあれば協議に応じることを確認しております。事業自体は、名寄市内の業者にも受注の機会があり、協定に沿って民間事業の進展が進められているものと判断しておりますので、現段階では協定書の見直しについての考えはございません。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） それでは、私からは大きな項目の2番目、名寄市立総合病院の将来展望についてお答えをいたします。

初めに、医療スタッフの体制であります。医師や看護師などの医療スタッフにつきましては、9月1日現在で医師が研修医9人を含めて57人、看護師、准看護師が正職員247人、臨時職員が38人、助産師が正職員18人、臨時職員が1人、看護系職員全体で304人となっております。医師の診療科ごとの充足の度合いとしては、消化器内科が4月から3人体制に縮小しまして、そのうちの旭川医科大学から派遣されている2人の医師が9月末で退職をして、さらに北海道から派遣をしていただいております自治医大卒業の1人の医師も転科を予定していることから、診療科としては休止することを既に御案内をしているところであります。後任の消化器内科の医師の招聘につきましては、市長、院長を中心に北海道や各医育大学などに要請を行っておりますが、残念ながら現時点において見通しは立っておりませんので、引

き続き多方面から粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。また、皮膚科の1名の医師が8月末で退職をいたしました。旭川医大からの出張の応援をいただいております。診療に大きな影響は出ておりません。他の診療科につきましては、心臓血管外科、泌尿器科、心療内科、精神科などで増員要望を持っておりますが、他の同規模の自治体病院との比較では一定の充足の状況にあると考えております。

次に、看護部門の状況についてでありますけれども、平成23年4月以降に7人が退職をいたしました。採用年齢の撤廃による効果などもありまして10人を採用することができました。しかしながら、夜勤対応者の数などを考慮しますと依然として不足しておりますので、これまで同様に通年で募集、採用を行うとともに、家庭の事情などで働いていない看護師の復職支援などについても努めてまいりたいと考えております。

また、薬剤師については、9月1日で1人を採用することができ、現在8人になりました。今後も2名程度まだ不足しておりますので、随時募集を行いながら補充に努めてまいりたいと考えております。

次に、病院の改革プランとの関係では、最終年度であります平成23年度の決算で経常収支の均衡などを目指しておりますが、実現には大変厳しい状況となっております。その主たる要因は、消化器内科の休診によるものが大きいですが、4月から新設をしました糖尿病・代謝内科や常勤医の派遣が復活した呼吸器内科においては、収益の増加は一定の効果を上げているところであります。今後は、診断群分類包括評価、いわゆるDPCとっております。これによる入院の在院日数を細かく管理しながら、一部の病床を亜急性期病床への変更、さらには7対1の看護基準の導入などについて現在検討を進めております。あわせて経営コンサルによる診療科ごとの診療報酬請求の点検による収益の増加、診療材料、薬剤などの購入価格

の抑制による経費の節減なども図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、(2)の経営状況について申し上げたいと思います。22年度の決算における未処理欠損金、通称、累積欠損金とっております。この額につきましては、病院事業全体で21億5,334万円、市立病院単体では23億2,710万円が見込まれます。5年前の17年度の決算と比較しますと、病院事業全体では6億7,374万円、市立病院単体では7億5,335万円の増加となっております。今後の見通しにつきましては、市立総合病院だけを見た場合、22年度の決算では前年度より8,325万円の改善が見られましたが、このまま消化器内科の休診が続いた場合、欠損金の額は23年度以降毎年膨らんでいくものと思われま。今後も経営の改善に全職員で取り組み、より一層努力をしてみたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、課題と今後の見通し等について申し上げます。22年度の決算は、診療報酬の改定、地方交付税の伸び、補償金免除繰上償還に伴う借換債の発行により利子負担の軽減などが図られたことによりまして9年ぶりの黒字決算となりましたが、今年度、23年度につきましては消化器内科の休診、それに伴う外科への影響などがありまして大変厳しい状況となっております。一般会計からの繰入金の方につきましては、旧名寄市の第4次総合計画の後期計画が始まりました平成15年度から地方交付税で措置される分に1億円をプラスした金額を基準にしており、さらに22年度からは過疎対策事業債にソフト事業が新設されまして、医師、看護師等の確保対策に充当可能となったことから、積み立てた基金を含めてこれらの金額を加算した額を基本としております。お尋ねの増額を含めた今後の繰入金の方につきましては、医師、看護師等の医療スタッフの確保を図るために新設された過疎対策事業債及び積み立てた



基金を最大限活用してまいりたいと考えております。また、現在総合計画後期計画の策定作業を進めておりますので、策定委員会の中で市立病院の経営を含めた地域医療の充実についてしっかりと議論して、今後の方向性を示してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、名寄市立大学の将来展望についてお答えをさせていただきます。

最初に、児童学科についてでございますが、児童学科の4大化と市立大学の将来構想につきましては、平成21年に学内に設置された将来計画検討委員会による検討結果として、子供支援学科の新設と保健福祉学部の充実強化を提案する学部再編、大学院設置構想が平成22年3月に教授会に報告されております。また、昨年11月には全教員による教育懇談会が開催されまして、大学の教育課題と現状について各学科から報告と課題提起を受け、学年完成を終えて総点検をするとともに、課題解決に向けて活発な議論が展開され、特に短期大学部からは児童学科の4大化の課題と方向性に関する報告がなされてまいりました。その後は、学内の部局長会議において検討が進められ、この間の議論では保健福祉学部の栄養、看護、社会福祉の各学科に児童学科を加えた4学科構成となるならば、大学の理念や学部の教育目標の適切性についての検討が必要であることや、また地方交付税の算定根拠は今のままで推移するのか、入学者の確保や卒業生の就職先の拡充は可能か、定員数の設定及び施設の整備計画は、それから新たな教員確保と教育内容などさまざまな課題について検討が必要となること、加えて資格免許や課程設置申請では上部機関との協議など綿密な準備が必要となることなど多くの課題があり、また短期大学部は受験生の要求と保育士の供給という点においては地域社会に貢献してきているが、専門職養成

という点では限界があること、推薦入試、センター利用入試などにより学生の確保はできているが、常に全入、定員割れなど選抜機能不全への心配、懸念があり、保育分野の就職においても非正規雇用採用者の増加が問題化してきていることなど、4大化との競争や保育士の区別化が今後予想される幼保一体化への対応も求められてきていることなど、将来を見越した分析が必要であることが検討課題とされてきております。これらの課題を検討するために、本年5月に新学科構想施設整備検討委員会を学内に設置し、あわせて作業チームも組織して情報収集や事例検討など具体的な検討作業を進めてきております。この間の検討作業の経過や内容につきましては、定例教授会で報告され、全学的な情報の共有化が図られてきているところでございます。また、設置者である市では作業の進捗状況にあわせ報告を受け、協議をしてきているところでございます。今後一定の方向性等の協議と経過内容がまとまりましたならば、市議会に対して御報告と御協議をお願いいたく考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、将来像についてお答えを申し上げます。名寄市立大学は、開学6年目に入り、これまで2期の卒業生を送り出しました。平均を大きく上回る国家資格の取得状況、専門性を生かした高い就職率、また安定的な入学志願者の確保など、ようやく4年制大学としての基礎、基盤ができつつあるものと考えているところでございます。平成19年度から自己点検評価を実施いたしまして、本年度は第三者評価機関であります大学基準協会による認証評価を受けており、10月には実地調査が予定されております。認証評価により名寄市立大学が高等教育機関としての内部質保証が評価されることとなります。この認証評価結果は、開学以来の総括となるものと考えており、評価結果を踏まえて高等教育機関としてさらなる充実を図っていかなければなりません。あわせて現在名寄市立大学では、教員の確保の課題、教育及び学術研

究に対応した施設整備の課題、短期大学、児童学科の4大化とこれに伴う保健福祉学部の再編など検討しなければならない課題は数多くあります。名寄市立大学が目標とします保健医療福祉サービスの展開に貢献するすぐれた能力を有する人材の育成、地域に貢献し、地域に開かれた大学を不断に実現していくよう課題の解決を図り、学生にとって魅力ある大学づくりと市民に期待される大学づくりに向けて努力していかねばならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと思いません。

以上、私からの御答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思えますけれども、まず都市再生整備計画名寄地区についてでありますけれども、ちょっと私聞き漏らしがあったのかもしれませんが、進捗状況の中で複合交通センター、市民ホール、コミュニティーバス、3・6、ファサード、わかりました。残る大通緑地整備あるいは名寄せ広場整備ということについてはどのような進捗状況になっているのかお教えをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） まだ具体的などころには入っておりません。計画の段階ですので、今後詳しい状況がわかり次第御報告をさせていただきますと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 具体的な計画には至っていないという、もう既に計画スタートしているわけですので、全体的な形を含めて、構想を含めて今理事者側はどういうふうな考えを持っているのかをお教えいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 全体構想についてはもちろんでき上がっておりまして、それらを実施に向けての詳細についてはまだ一部固まって

いないところがあるということです。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） いずれにしても、この議論というのはそれこそポストフルが名寄に進出するところからスタートした、それ以前もそうでありますけれども、やはり商店街にどうやって中心市街地の活性化をするのかと。そこが議論の中心であって、そのときに時の理事者は、要するに町中をコンパクトなまちづくりをしたいということで、ポストフルについては建築制限をかけるということにしたわけですので、この辺はしっかり早く整備をしていかないと、消費者ニーズというのは即違うところに目を向けるとなかなかそこから戻ってこないということもありますので、この点についてはぜひ全体像を含めてつくり上げてほしいというふうに思いますし、もう一つは、これは認識をお伺いしたいのですけれども、議会報告会を7月末にさせていただきました。それをもとに市長に見解を求めるということで、議長名で出しました。その中で3者協議について市長に出したときに回答の中で、適時に3者協議を行い、その都度議会に経緯報告や説明をしながら進めていますという回答があります。これは、議会としてはなるべく市長の御見解を正確に載せたいということで、インターネットに議会のホームページに掲載したり、来月1日には議会報、特別委員会の理解を得て特集号を出しますけれども、この適時に3者協議を行い、その都度議会に経緯報告や説明をしながら進めている、そういう認識でいらっしゃるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 3者協議につきましては、毎月あるいは場合によっては月に数回という形で協議をさせていただいているという経過がありますけれども、一方でその都度進捗がないとか、そうした判断で、その都度、その都度の会議を逐一報告しているということには至っていないのかもしれないし、またなかなか報告がタイムリーで

なくておしかりを受けているということもあるのも認識していきまして、今後は会議がありますれば、その進捗いかにかわらず、会議の中身について、こういう会議があってこういう話が行われたということは、ぜひ議会にしっかりと報告をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今市長のほうから御答弁がありました。私もこの表現、その都度という表現はこれは誤りであるという認識を持つべきだというふうに思います。その都度議会に経営報告や説明をしながら進めていますということは、議会も理解してもらっていますよ。基本的には理解をしているのですが、進め方的には議会には報告がないということもありますので、進めていく、そのことが私は協定書の中で3者についてはそれぞれ市長の答弁にもあったように進んでいるという認識でいらっしゃると思いますけれども、議会報告会をやって、市民の皆さん、あるいは我々議員の中でもやはりここはスムーズに進んでいるか、進んでいないかという認識では、ちょっと理事者側とは違うと。やはり進んでいないと。だから、私は3者協定書を見直すべきということ、これは変に足かせをするのではなくて、既に民間であります、民間に売却した土地でありますけれども、その作業をしっかりみんなで見詰めてうまくやっていこうよということを含めた見直しということになっていかないのかなと。もう既にこの協議が始まって約2年間、私個人としてはもういいと。これ以上西條さん責めても、あるいは市のほうを責めてもならないので、今考えるべきは都市再生整備計画名寄ではないですけれども、名寄全体の中心街をどうやってしていくのかと、そのことに重きを置いて考えるべきだと、そういう意味で協定書を見直すべきではないかという提言をしたのですけれども、改めてその必要性についての見解を求めておきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 3者協議の協定の見直しということについて御質問がありましたけれども、今湯浅室長のほうからも答弁させていただきましたけれども、既にまちなか居住と言われる、いわゆるマンション等の部分についてはもう着工していると。また、Qマートと言われるのでしょうか、商業施設についても確認申請の提出をしたという報告をいただいております。これまでさまざまな場面で何年の秋口着工見通しだとかという話をさせていただきながら、ずるずるとそれが先延ばしになっていった事実は事実でありまして、そのことについて不信感や、そうしたことを与えたのも事実なのかもしれません。しかしながら、現在そうした形で進まさせていただいているということで、この3者協議については私は一定程度前進しているというふうな認識を持っております。一方で、にぎわい施設なる部分が長い間議論されていて、その部分についてはなかなか決定していないということもあるということでもありますけれども、これにつきましても引き続き事業所も含めて検討していきたいというお話もいただいております。これも3者の中でできる限りお手伝いさせていただきながらということで、この3者協定をこれからも遵守していくという方針でありますので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今市長が駅横の部分の話しましたので、私もそこを話しますけれども、駅横部分はいずれにしても今焦点となっているのか複合交通センターとQマート、賃貸住宅、この真ん中が遮断されていけば、機能性は私は駅横全体の再整備ということにやはり至らないだろうと。何としてもここは民間に頑張ってもらいたいというのが1つと、もう一つは駅横につく、中心的にはもう複合交通センターがにぎわいの中心というふうになっていくような気がするのですけれども、これから今複合交通センターは商工会議所、あるいは消費者協会、消費者センター、観光

協会と入りますけれども、この4者というのはこれまで全くと言ったらちょっと語弊がありますが、商工会議所と観光協会はつながりがある。消費者協会と消費者センターはつながりがある。ところが、この間を結ぶものは全くないのです。これから家賃の話、いろんな話が出るでしょう。本格的に入るとなったときに、私はこの4者で本当ににぎわいを考えるというテーブルを、これは知らない中ではないですけれども、パイプ的には市がそこに入っていて、入居する団体それぞれで、25年開設ということになればこの1年かけてでもじっくりどうやってにぎわいをつくっていく、例えば商工会議所ではこういうことをしたい、では消費者協会はこうやってお手伝いできる、うちの消費者協会はこうしたいけれども、会議所と観光協会はこれ手伝えないとか、いろんな話をやっぱりつくって、にぎわいをつくる動きをしていかなければならない。もうそういう時期に入ったのではないかと。今は、まだ施設のつくる、つくらない、あるいは冷暖房も含めていろんな議論がありますけれども、つくと決まったら早急にやっぱり入居を予定している人たちの整理をして、その4者ないし5者でしっかりと話し合うテーブルづくりを進めていくことがまずにぎわい創出の、口で言うのは簡単ですが、具体的にどういう動きをつくっていくかというものを含めて協議していくべきだと私は思いますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員協議会等でも御説明をさせていただきましたけれども、この複合交通センターの1階だけではない、2階もそうですけれども、特に1階部分を大幅に設計の変更をさせていただいたこと、御説明させていただきましたけれども、これはまさにそれぞれの入居団体の皆さんと御相談をさせていただいて、ぜひこういうにぎわいづくりの可能性もあるということも含めて皆さんの御意見を取り入れて設計変更したとい

うふうに認識していますので、今後そうしたみんなと一緒に進めていくための議論が必要だということを御提言いただきましたので、ぜひその御提言も取り入れさせていただいて、さらに具体的なそうしたソフト事業、にぎわいづくりの創出に向けて行政もできる限りバックアップをしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それをさらに進めて、私は中心市街地の活性化についてもやっぱり協議のテーブルに、今市長のほうから答弁があったように商工会議所ですとか商店街連合会ですとか、そういうところと話し合っていますけれども、本当に名寄の中心街をどうしていくのか、にぎわいをどうつくっていくのかというのは、より多くの団体や市民の皆さんに御参加をいただいて協議をしていくと。そういう視点に立たないと、やはり商売を含めた、利害関係を含めて、いろんなことではなくて、それを飛び越えて名寄の中心街をどうしていくかという議論を進めていかないと、あと再生整備計画というのは結局は絵にかいたもちに終わってしまうようなふうになってはならないわけがありますので、その点に対する見解もお伺いしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ぜひともこの施設がそうした議論のさらなる呼び水になればというふうに思っています。当然今回の駅横で経済センター、あるいは新しく観光インフォメーションという新たな取り組みも行うということでもあります。一方で、商店街にも面している駅横にここから商店街ににぎわいをつくっていくことも含めて、商工会議所と商店街が、あるいはそれぞれの入っていた消費者協会、消費者センターも含めた入居団体の皆さんと一体となって、この中心街のにぎわいづくりをこれから検討していくということになっていくのだろうというふうに思いますし、それを通

じてまた先ほど都市再生整備計画のいろいろな、3・6事業等もお話ありましたけれども、こうした事業にこの話し合い、あるいは協議の中から弾みがついて、こうした部分の計画もさらに前進していくように期待をしますし、行政もしっかりとバックアップしてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） いずれにしても、都市再生整備計画をきちっと果たすためには、私は1つは情報をしっかり発信すること、1つは相互理解を深めること、そしてともに考えていくこと、行動すること、それが協働のまちをつくっていくというふうに思っています。総合計画の前期計画点検シートの中でもこのことは、これからも後期計画の協議の中ではうたっていることでありますので、ぜひそういうことで進めていっていただきたいというふうに思いますし、だめなものだめだということで、やっぱり早目に情報を発信をして次なることを考えていく。今は、どうしてもハード施設ばかりに目が行っていきますけれども、私は一番大事なのはやっぱりソフト事業だというふうに思っています。ソフト事業をやるためには、一人でも多くの市民の皆さんの心を動かさないとやはりソフト事業はできないし、協働もできないというふうに思いますので、時期は少しおくらせているかもしれませんが、早急にそれは進めていくべきというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、病院でありますけれども、7対1の看護体制を検討しているという御答弁をいただきました。7対1については、看護点数も含めて、今うちは10対1でありますけれども、7対1にするということは過去も議会の場で議論をしてきたけれども、結局は人を雇ってこれをやってもメリットがないということで、10対1ではなくて7対1は難しいというのがずっと過去の答弁でありました。今回改めて7対1の看護体制を検討していくという答弁を部長はしておりますけれども、こ

れは可能という判断をされたということなのか。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 看護基準のことについてでありますけれども、議員御指摘のとおり過去にも検討したことはあるということで、難しいということ聞いておりました。当時は、病床利用率が大変高くて、資料を見させていただきますと19年度で一般病床で90.6%、20年度が89.5%、21年度がここからDPCを入れたのですけれども、86%、昨年、21年度が81.7%ということで、毎年下がっております。今年度は70%からそれをちょっと超えるぐらいで、多少月によって誤差はあるのですけれども、かなり落ちております。90%ぐらいで7対1を導入するとすると、相当数の看護師を雇わなければならないと。今ぐらいの病床数、これに若干ふえましても70から75ぐらいまでであれば、ほぼ現状で実施をできるのではないかとということで今試算をしております。ただ、導入するに当たりましては、1年間の実際の実績といえますか、それが必要になります。ですから、直近の1年間ということになります。今の現状数では、若干まだ高いといえますか、人が足りないものではないのですけれども、収益の確保ということにおいては7対1を導入しますとDPCの係数が約1割上がります。入院の額で基本を計算しますと、現状のまま、いわゆる人件費がふえないと仮定したら、収入で約1億9,000万円程度上がることが想定されます。それらにつきましては、今後の病床利用率の推移を見ながら、いつから導入できるのか、看護師等の採用とか、いろいろ課題はありますけれども、来年度、早かったら来年度から導入も含めて今内部で検討しているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 来年度から検討、7対1にするということは、患者にとっては非常にい

いことでもあります。1人の看護師が7人を受け持つということでもありますので、いいことですが、病床利用率が下がっているからできるのだという解釈からスタートすると、ちょっと違うかなと。やっぱり病床利用率を上げていくほうがある意味では病院経営的には安定するのではないのかという。それが下がってきているから、運よくという言い方も失礼ですが、7対1にする。ただ、7対1にした限りにはどんな利用率になってもそれを守っていかなければならないというものを持たないとならない。例えばこれで近隣の病院の状況、あるいはいろんなこと、どんな状況になるかわかりませんが、病床利用率が90あるいは92になったときに、やっぱりだめだわ、10対1に戻すわということでは患者さんにとっては不幸になるわけですので、7対1を来年度から入れるというのなら、恒久的な7対1という見識をぜひ持って検討していただきたいと思えます。

それと、医師の体制については現状はわかりました。医師の勤務実績と勤務実態については部長はどのような認識をお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 医師の勤務状況ということなのですが、今年度4月から7月までの医師の平均の時間外、4カ月間なのですが、31時間ということでございました。このうち、いわゆる月平均60時間を超える医師が6名おまして、そのうちの2人は80時間を超えているというような月もありました。特に循環器内科ですとか心臓血管外科、小児科などで手術、あるいは救急対応の関係で負担が大きくなっているということで、一部の診療科においては過重になっているということは認識しております。ただ、招聘はしているのですが、なかなか医者の数が十分に確保できないという状況もありまして、一定程度これらをどう改善しながら、市民の皆さんに御理解をいただきなが

ら先生方に勤めていただくというのは、これからといいますか、今後も含めて課題なのかなという事は認識しております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 時間もなくなってきましたので、また決算委員会で議論があるかなと思いますけれども、よろしくお願ひします。

ただ、病院経営については部長のほうから報告ありましたけれども、大変失礼ですが、松島事務部長は財政のプロでありますので、この3月まで財政課長をやられておりました。そういう視点からいって、今の病院の経営状況、あるいは今後の見通し、あるいは繰入金のもの、これについては松島部長というよりも松島さんはどのような認識をお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 大変厳しい御質問といたしますが、昨年まではいわゆるずっと私が財政になったときから病院のほうには1億円プラス、普通交付税プラスということでお願いをしておりました。昨年からはさきの答弁でも申し上げましたように、過疎債ソフト事業ができたということで、その部分を基金に積みなりをして医師、看護師等の確保に充てるということで、特に市立病院では看護師の学資金の拡大ということで、この資金を今年度も活用させていただきまして、大分ふやして来年度以降のうちの病院に帰ってきてくれるように看護師確保について結びつけているところであります。今後の繰入金の考え方につきましては、まずは病院、院長以下不良債務は絶対出さないということを合い言葉に言ったら変ですが、自分たちでやれるところはやって、不良債務は出さない取り組みをしたいと思っております。ただ、消化器内科のこれがこのまま続いた場合、あるいは精神科病棟が来年、再来年で改築が始まる予定なのですが、そうなりますと多額の減価償却費の問題が出てきたり、

あるいは病床数の削減などによる交付税の問題等も出てきますので、心配をしていることは事実でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 申しわけないです。もうちょっと詳しく聞きたいと思います。例えば経営安定のため、今累積欠損金については現状御報告いただき、これからふえることも懸念される。では、繰入額をふやさなければならぬ。通常は、不良債務が発生した場合というふうに言われますけれども、発生したらこれはもう坂道転げのようにどんどん、どんどん幾ら入れても焼け石に水という状態になりますので、それを未然に防ぐため、例えば資金ショートを起こすとか、いろんなことが考えられますけれども、その繰り入れを今の交付税プラス1億円の額が動く試金石というのは松島さんはどういうふうにお考えになりますか。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 正直言ってちょっと難しい部分はあるのですが、今不良債務の計算といいますと今年度決算の見込みでは病院単体ではいわゆる資産、短期性の現金、預金のほうが短期性の負債よりも10億円程度上回っております。ことしの決算、22年度です。これからどのぐらい消化器内科の影響が出るかによって、これは大きく変わってくるのは事実ですので、そここのところの見通しするのは大変難しいのですが、出てからでは議員おっしゃるようには大変本当にずるずると雪だるま方式になる心配はありますので、出ないように院長以下努力するとともに、出そうになるときはまた理事者側とも相談して、例えばこの部分については必要なのだという用途、いわゆる不採算の対策等に充てることは将来検討していかねばならないのではないかなと思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） なかなかめどというのは難しいと思いますが、私は本当に下手すればこの数年間の間に行ってしまう可能性はあるかもしれない。そういう意味では、これは市長あるいは副市長にお伺いしておきたいのですけれども、これは一般会計から繰入額をふやすというと、当然ながら事業を減らしたり、やっている施策を減らしたりということで、必然的に市民の理解を得るという取り組みが必要になってくる。これは、本当にこの10年起きなかつたらいいでしょう。ただ、本当に三、四年で起きることを考えると、早い段階で1つはやっぱり病院の経営状況や何かを含めて内部で検討することと、市民の皆さんにしっかり病院のことをお知らせする。例えば常に病院のことが出てくると、コンビニ受診、あるいは今の医師の過重労働、あるいは看護師の過重労働を含めていろんなことが言われておりますので、場合によっては市民の皆さんにこの機会に理解を深めるような取り組みを行政と設置者としてしておくべきではないかと。それが設置者と病院と市民がまさに一体になって地域センター病院である名寄市の市立病院を守っていくという、そういう取り組みに発展させるべきだというふうに思いますけれども、お考えをお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 中尾副市長。

○副市長（久保和幸君） 御質問いただいている部分について、繰り入れ側として答弁するのはかなり厳しかったのではないかと感じていました。繰り出し側のほうからひとつお答えをさせていただきます。

かつて平成の1けた時代に不良債務が発生させまして、7カ年計画でたしか当時9億1,000万円不良債務を一般会計から積極的に繰り出しをして、4年程度で前倒しをして解消したという経験を持っております。議員御指摘のように、累積欠損金随分ふえてきておりますけれども、ここ5年間の比較では7億5,000万円ほど欠損金が増加している。一方で、毎年度2億円ないし3

億円の建物も含めた減価償却をしておりますので、これをのみ込んだの単年度赤字が累積しているということでありまして、決してこうしたことを考えますと病院自体も経営については単年度の3条予算での赤字は出ていますけれども、順調な経営をしているというふうにもむしろっていただいても結構でないかという、こういうふうにも思っています。特にこの赤字の部分は、名寄市の市長なり院長が幾ら努力をしても埋められない、やっぱり医療制度そのものの結果も含めた赤字というふうにも私も承知をしております、これにつきましては議会も含めて両輪としてしっかり国のほうに求めていくと。こういうことをまた続けていきたいと考えております。一方で、不良債務の発生の御心配もいただいております。これについては、市長、院長で定期的に協議をしております、今後どういう経営状況になっていくのかも含めて分析をしておりますので、これは二度と不良債務を発生させないということでの一般会計での支援も視野に入れて考えていきたいと思っております。

もう一つ、市民への協力要請も含めた情報公開ですが、特にコンビニ受診を中心にそうした御提言もいただいておりますけれども、場合によってはこの説明の仕方でも医療費を抑制していると思われることもまた市民の皆さんの受け方としてはあるというふうにも危惧をしております、この辺はやっぱり丁寧にしっかりと説明をさせていただいて市民の皆さんの協力をいただくと。もう一つは、市民病院とともに地方センター病院の性格を持っておりまして、一名寄市民が抱える地域的課題とはまた別に圏域で考えていくべきテーマも抱えている病院でございますので、これにつきましても圏域の首長等とのまた協議がありますけれども、しっかりとこうしたことも踏まえて今後対応していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄駐屯地の体制維持、拡充について外3件を、川口京二議員。

○6番（川口京二議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問させていただきます。

まず、1点目ですが、私は自衛官として名寄駐屯地第4高射特科群に35年間勤務させていただきました。そのOB議員として、名寄駐屯地の体制維持、拡充について質問させていただきます。昨年12月17日の防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画により、自衛隊全体の大規模な人員削減は回避される形となりましたが、新大綱に基づく部隊改編で高射特科群の体制縮小に伴い、第4高射特科群の廃止が懸念されているところであります。第4高射特科群は、昭和47年創隊以来、国土防衛はもちろんのこと、災害派遣、国連平和維持活動等、地域においても災害派遣、各種スポーツ支援、祭り支援、町内会活動等大変大きな貢献をしております。また、地域経済に与える影響は35億円程度と予想されています。これは、市の一般会計予算の6分の1に当たる相当大きな数字です。人員的にも家族を含めると約1,200名ほどになろうかと思われまので、万が一廃止となれば名寄市にとって大打撃となるのは明らかです。

今回の防衛大綱の見直しにより、自衛隊には大規模災害など各種事態への対応が付加されました。3月11日発生の東日本大震災には、名寄駐屯地から1,000名を超える隊員が派遣されました。駐屯地には、必要最小限の人員が残っているだけの状況でした。今回10万人体制で災害派遣に行っておりますので、このことは全自衛隊に共通したことだと思っております。このような状況の中、万が



一緊急な事態が発生すれば対応できたのでしょうか。もちろん災害派遣も大変重要な任務の一つです。しかし、国を守る、国民を守る、国土を守るのが本来の使命です。中国、北朝鮮、韓国などの問題により、九州方面が重要なのは理解できますが、北海道は安全かという決してそうではないのです。北海道周辺の安全保障環境は、北方領土の軍事要塞化や領空接近など以前より緊迫した状況にあります。このような中、道北の空の守りのかなめである第4高射特科群が廃止になっていいものでしょうか。北海道の守りは大丈夫なのでしょう。私は、防衛大綱の見直し、北海道の部隊の増強と第4高射特科群の存続を強く要望すべきであると思っております。市は、名寄駐屯地の体制の維持、拡充及び第4高射特科群の存続について、どのような要望活動を行っているのか、また今後の要望活動について伺います。

2点目は、安全、安心なまちづくりについての観点から、西4条南5丁目の交差点について伺います。ここにつきましては、変則的な4差路のため、現在三浦ハイヤーさん側と錦通側からは左折禁止となっております。大変不便だという声をよく聞きます。なぜ左折禁止なのか、私なりに考えますと、三浦ハイヤーさん側から左折する車両と錦通側から右折する車両が接触する可能性があるからだと思えます。また、錦通側から左折する車両と三浦ハイヤーさん側から右折する車両が接触する可能性があるからだと思われ。それであれば時差式信号機をつけ、反対側の信号を赤にしておけばよいことだと思います。現在は、交差点の手前で左折して迂回している状況ですが、道路も狭く、車が停車していたり、信号もないため、大変危険であると思えます。冬になれば一層道幅も狭くなり、もっと危険な状況だと思います。旭川や札幌では、もっと複雑な交差点がたくさんありますが、時差式信号機で対処しております。ぜひ時差式信号機を検討していただき、左折できるように関係機関に要望していただきたいと思いま

す。市の見解を伺います。

次に、公園の維持管理事業について伺います。市は、都市公園安全・安心対策事業としてこれまでも安全で安心な公園整備を進めてきていると思えます。今年度は、どの公園をどのように整備をする計画をお持ちでしょうか、伺いたいと思えます。

3点目は、観光PRについて伺います。名寄市には、ピヤシリスキー場や道立サンピラーパーク、市立天文台きたすばる、ひまわり畑など観光の財産がたくさんできました。また、「星守る犬」の上映により知名度も上がり、主演の西田さんや玉山さんなどに観光大使になっていただき、テレビ等でも名寄のPRをしていただき、観光客の増加も大変期待できるところであります。また、市ではインターネットやチラシやパンフレット等で観光のPRをしているところだと思います。ここでは、マスコットキャラクターについて伺います。いわゆる緩キャラであります。ひこにゃんやせんとくん、まんべくんなど、現在では観光にマスコットキャラクターは欠かせない存在になっていると思えます。イベントやキャンペーン、まちおこし、名産品の紹介など、名寄市全般のPRとして活用すれば大変よい効果が得られると思えます。また、市民に公募することにより観光に対する一体感や盛り上がりになると考え、マスコットキャラクターを作成することを提案いたしますが、いかがでしょうか、伺います。

次に、観光案内板について伺います。すばらしい観光の財産ができたところでありますが、市全体として案内板が不足しているような気がします。市外から来ると、駅からのアプローチや車で移動の場合、なかなかサンピラーパークにたどり着けません。また、市立天文台は駅前の観光案内板にも木原天文台のままで、表示もされておられません。また、サンピラーパークに到着してもどこが天文台で、どこがキャンプ場か非常にわかりづらいとの意見をよく聞きます。ぜひ市外からいら

っしゃるお客様が目的の場所に迷わず行けるように案内板の整備をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

最後に、スポーツセンターの駐車場について伺います。スポーツセンター西側に大変大きな駐車場がありますが、現在駐車スペースを表示する白線が引かれておりません。そのためどのように駐車をすればよいのかわからない状況です。恐らく端のほうから間隔を考えながらとめているものと思われる。車が少ないときは大丈夫なのですが、大きなイベント等がある場合は表示がなされていないため、さまざまなところに駐車しており、車を出したくても出せない状況が発生しております。これまでの経緯もあると思いますが、安全のためにもぜひ表示をしていただきたいと思います、一般質問させていただこうと考えておりましたが、9月9日に白線が引かれた事実を確認いたしました。その経緯について伺います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま川口議員から大きな項目で4点の質問をいただきました。

1点目は私から、2点目の小項目1については市民部長から、小項目2については建設水道部長から、3点目は営業戦略室長から、4点目は教育部長からの答弁となります。

まず、1点目の名寄駐屯地の体制維持、拡充についての第4高射特科群存続への対応についてお答えします。陸上自衛隊名寄駐屯地は、これまで我が国の北方防衛の重要拠点として、精強部隊として基盤的な防衛体制の整備がなされてきました。近年は、イラク復興支援活動や今回の東日本大震災においても第1陣として最大規模となる災害派遣を行い、被災地での支援活動に当たってまいりました。また、隊区管内市町村を初めとする地域とのきずなが極めて強く、地域住民から高い信頼を得ているところであります。昨年暮れには、防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画が策定され、

北方から南西への防衛重視が示されましたが、北海道周辺の安全保障環境は北方領土の軍事要塞化や領空接近等北方の脅威がますます強まっている現状にあります。そのような中、新大綱に基づく部隊改編では、全国の高射特科群を8群から7群体制へ縮小する計画に伴い、仮に道内2つの高射特科群のうち名寄駐屯地に駐屯する第4高射特科群が廃止されれば、北方防衛はもろんでありますが、当市においても災害時の支援や行政、経済などあらゆる面に大きな影響を受け、上川北部地域にとっても極めて深刻な事態となります。名寄駐屯地の現状体制維持、拡充のため、9市町村の首長と連携をし、6月16日には名寄駐屯地に要望を行い、6月27日には上川北部の首長にも御参加をいただき、旭川の第2師団、札幌の北部方面総監部、7月14日には中央要望を行い、道内選出の国会議員や防衛副大臣、防衛部長に面談し、直接名寄駐屯地の現状体制の維持、拡充について要望を行ってきたところであります。また、10月にも市内10団体で構成をする陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会におきまして国に対し現体制維持、拡充について強く要望をしまいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目2、安全、安心なまちづくりについての小項目1、西4条南5丁目の交差点についてお答えいたします。

御指摘のありました交差点は、国道40号と交差しており、市内の中でも車両及び歩行者の交通量が多い場所となっております。この交差点は、2つの丁字路が近接した変則4差路で、東西側からの車両につきましてはお互い左折禁止となっており、通行車両に不便をかけている現況であることは承知しております。この件につきまして、名寄警察署と数度にわたり協議を行っておりますが、現在のところ北海道警察旭川方面本部及び交通規制を管轄する北海道公安委員会の判断として、

この場所は東西両方向からの見通しが極めて悪いことから、一方通行を解除した場合、交通事故のリスクが相当高くなること、またスムーズな国道交通の確保とも関連し、現在の道路状況のまま時差式信号機を用いたとしても、今以上の安全を確保することは困難との見解をいただいております。

また、御指摘のように左折禁止により迂回を余儀なくされる場合など、道路事情によっては新たな交通安全上の問題もありますが、国道上での事故発生リスクがそれを上回るとの見解も示されております。協議で指摘をされております東西両方向の見通しの改善は、交差点の改良を伴う極めて難しい対応となりますが、時差式信号機を用いた交通整理及び安全の確保につきましては他の地域で多くの事例もありますことから、今後とも警察署及び公安委員会など関係機関との調整を図ってまいりたいと考えます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目2つ目の安全、安心なまちづくりについての小さい項目2番目、公園の維持管理と安全、安心対策についてお答えをいたします。

都市における公園緑地は、市民生活に潤いをもたらす、ゆとりと安らぎを与え、都市環境を形成していく上で大変重要な施設だというふうに考えております。公園の管理箇所数は、都市公園で名寄地区において27カ所、風連地区において3カ所、都市緑地で名寄地区で2カ所、風連地区で1カ所、団地内公園では名寄地区で4カ所、風連地区でも4カ所の合計41カ所となっています。公園管理体制ですが、都市公園内、街区公園内については公園愛護事業により各町内会に日常の草刈り、清掃等の活動をお願いしております。遊具施設については、高齢者事業センターに管理業務を委託し、週1回のペースで遊具の点検をし、危険性などを確認し、市に報告をいただき、ふぐあい箇所については迅速に修繕等の対応を行っており

ます。総合公園、近隣公園については、維持管理業務を民間や福祉団体に委託をし、遊具の点検についてはほぼ毎日行われ、ふぐあい箇所については報告を受けて維持補修を行っているところであります。また、事故防止に向けて嘱託職員により随時パトロールや点検を行い、公園施設の機能保全、安全性を確保しているところであります。

都市公園の整備につきましては、平成22年度に公園利用者の安全、安心を図るために都市公園30カ所を対象とした公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の診断に基づき必要性、危険性を確認して平成23年度から10カ年計画で緊急性の高い公園施設から国の有利な財源を活用し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業で修繕、更新を行っております。

なお、本年度については、大学公園の大型遊具の更新を現在行っているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目の3、観光PRについてお答えをいたします。

最初に、小項目の1、マスコットキャラクターの作成についてであります。現在名寄市総合計画の後期計画の具体的な手法等を定めるアクションプランとして、（仮称）観光振興計画の策定に着手しております。議員から御指摘のありましたマスコットキャラクターの作成につきましては、観光振興計画の検討項目の一つに挙げ、市民懇話会や庁内検討委員会においてPR戦略の一環として観光イメージキャラクターについて議論を展開していただいております。この議論の中で名寄市の観光イメージを象徴するキャラクターは必要である、イメージキャラクターが効果的な市のPRに大きな役割を担うものであるとの意見がありました。また、一方で、しっかりと名寄市の観光ブランドを確立した上でイメージキャラクターを定めるべきで、市の観光戦略との統一性を持ったものとするべきという意見もいただいております。これらの

意見を踏まえて、引き続き観光振興計画の策定の中でマスコットキャラクターの作成について検討を進めてまいります。

次に、小項目の2、観光案内板の整備についてお答えいたします。観光案内板の整備を含め観光案内の充実は、市外からお越しいただく来訪者のおもてなしの一つとして、観光ホスピタリティーの推進に重要なものとして受けとめております。この件につきましても現在マスコットキャラクターと同様に観光振興計画の策定に係る市民懇話会や庁内検討委員会におきまして必要とされる市内観光施設の誘導及び案内、総合案内としての道の駅や（仮称）複合交通センター等の活用などの御意見をいただいているところであります。今後これらの御意見を踏まえ、必要に応じ国道及び道道の道路管理者等との協議及び調整を行うなどし、効果的な観光案内板の整備を含め、観光案内の充実に向けて検討を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私からは、大項目4点目の名寄市スポーツセンターの駐車場につきましてお答えをいたします。

スポーツセンターは、昭和50年のオープン以来、市民の健康の維持、増進を図る施設として年間6万人以上の市民に御利用をいただいているところであります。センター西側の駐車場は、普通乗用車が約350台ほど駐車できる大きさがございます。平成10年ころには白線が引かれておりましたが、その後消えた状態のままでございました。駐車場が満車となるような大きな大会は、年間二、三回ほどであり、特に全道規模の大会の参加者は多くがバス等により利用されるため、駐車スペースには若干の余裕があるところであります。一方、チャレンジデーの市民綱引き大会や9月に開催されますチームジャンプなど1,000人以上の市民の方が参加する事業では、議員御指摘のとおり多くの車が不規則に駐車をし、混雑する利用

もあることから、利用者の安全を確保するためにスポーツセンターの指定管理者とも協議を進めていたところでしたが、9月9日にスポーツセンターが臨時休館日であったこと、また天候との関係から、管理者により迅速な対応を講じていただいて、白線が引かれた経緯でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） それでは、いただきました答弁をもとに再質問をさせていただきます。

まず、名寄駐屯地の体制の維持、拡充についての要望活動については、さまざま活動をしていただいていることがよくわかりました。しかし、市民の皆さんは余り御存じないのです。北海道新聞や名寄新聞、北都新聞等には、時々第4高射特科群の存廃問題や名寄駐屯地の体制維持、拡充についての要望活動の記事が掲載されておりますが、皆様が読まれているわけではありません。名寄市にとって相当重要な問題だと思っておりますので、せっかくそのような活動を行っているわけですから、市民の皆様には知らせる必要があると思っております。広報なよろなどに活動内容等を載せてみてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 川口議員から駐屯地の体制維持の増強とその広報のあり方について御質問がありました。先ほどの質問に加えて、北海道でも駐屯地連絡協議会という、これは全道179全市町村が加盟をする駐屯地連絡協議会という会がございます。会長は千歳市の山口市長ですけれども、毎年2回、北海道の自衛隊体制の維持を求めて、去年は防衛大綱の見直しという大きな節目でもありましたので、4回程度でしたか、中央のほうに要請をさせていただいて、私も理事という立場で要望させていただいているということでございました。これに加えて、先ほどもお話しした、ことし初めて行いましたけれども、上川北部を中心にした近隣の市町村長さん、議長さん初めとす

る広域での要望と、そしてこの10月には名寄駐屯地増強促進期成会というそれぞれの名寄地方の自衛隊に関する団体の皆さんと要望させていただくということでございます。こうしたことを通じてしっかりとこの地域の体制を訴えていきたいというふうに思いますし、また今までは北海道駐屯地連絡協議会も去年までも体制の維持を求めている話でしたけれども、ことしに入りまして大綱が一定程度見直されたということで、また震災のこともかんがみまして、体制の維持、拡充を求めていくというふうに温度も変わってきています。名寄としても先ほど川口議員から御指摘いただいた北方の周辺、安全保障環境というのはますます不透明になってきているということも十分認識しておりますので、ぜひそうしたことも含めて対応をこれからもしていきたいというふうに思います。御案内いただきました広報等を通じてしっかりと発信していくということでございますけれども、駐屯地ともよく発信については連携をとって、可能であればそうしたさらに市民の皆さんに周知できるような広報のあり方もぜひ検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） ありがとうございます。ぜひそうしていただきたいといます。あわせて御存じのない方のために、第4高射特科群の存廃問題が浮上した経緯なども載せていただければありがたいと思います。2016年度には存廃の決定がなされるとのことですので、第4高射特科群が廃止されるということにならないように、さらに要望活動を続けていっていただきたいといます。

次に、西4条南5丁目の時差式信号機についてであります。わかりました。先ほど申しましたように、信号のない交差点を通過して迂回するよりも安全だと思いますし、大変便利になると思いますので、さまざまな問題はありますかと思いますが、

今後とも要望を続けていただきたいと思います。

次に、公園の維持管理と安全、安心対策ですが、利用者の多い浅江島公園を例に例えますと、浅江島公園はインターネットにも出ている緑豊かで芝のきれいな大きな公園です。しかし、遊具は古く、中庭にはあずまやが建っていますが、石垣も崩れそうで、危ない、近寄るな、子供たちが遊んでいて大変危険な場所となっています。本来休息の場所、憩いの場所であるはずの公園が危険箇所となっています。また、災害の避難場所にもなっているところ。危険表示はされておりますが、こういう状態で長期に放置されています。安全、安心という観点からも早急に改善しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 浅江島公園の件に関してお答えをさせていただきたいというふうに思います。

浅江島公園は、全部の施設がオープンして、今議員御指摘のとおり20年以上経過しており、ほとんどの施設が老朽化し、多くの小破修繕を繰り返しながら供用を続けているところであります。石垣及びあずまやの大型施設を更新するということは、多額の経費を有するために長期にわたり使用の禁止をせざるを得ない状況であったということは、率直におわびを申し上げなければならないというふうに思っております。今まで都市公園には、建設時には国の補助金がついておりましたが、維持管理的な経費には国の補助金がほとんどつかないという状況でございました。しかし、一定の制限はあるものの、公園施設長寿命化計画を作成することによりまして、今年度より国の交付金を受けることができるようになっております。今年度は、それで大学公園の遊具を更新したところであります。平成24年度は、浅江島公園のリニューアルを考えております。御指摘の石垣やあずまやは、浅江島公園の中心的な施設でありますから、早急な修繕が必要であるというふうに考えており

ます。しかし、ほかにも管理棟横の観賞池、自衛隊官舎の近くの木製の大型遊具でジャングルジム、コンビネーション遊具など危険な遊具が今のところたくさんございます。しかし、財政状況を含め、予算枠も限られているということもありますから、来年度以降危険度の高い施設を基本に、できるだけ早期に、今の御指摘の石垣も含め、来年度から年次的な整備を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 名寄市総合計画前期計画点検シートの中で、課題として老朽化した各公園施設の更新等があるが、公園長寿命化計画に基づき更新を進めるとありますが、市民の皆様や子供たちが大勢利用する場所でありますので、やはり安全、安心が大事だと思います。そのために定期的にも点検も行っていることだと思いますので、危険の表示だけではなく、ぜひ早目に改善していただき、市民の皆様が安心して憩える公園づくりをお願いしたいと思います。

次に、観光PRについてですが、マスコットキャラクターについてはわかりました。公募も含めて検討していただき、よいものができることを期待しております。

次に、観光案内板についてであります。市長にお伺いしますが、市長は就任以来交流人口や観光客の増加に御尽力されていらっしゃると思いますが、個人の旅行者や車でのお客さんに対する案内板や表示内容等設置箇所の面ではまだまだ改善点があるかと考えますが、市長としての見解をお聞かせ願えますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員御指摘のとおり、今シーズンといいますか、特に夏にかけて名寄市はいろいろなことも重なりましたけれども、交流人口が大きく拡大したと。特にこれまで道内中心だったお客さんも道外からも相当数のお客様が入り

込みされたというふうに認識をしています。そんな中で先般も産業まつり等もありましたけれども、健康の森や日進方面に行く行き方がやっぱりわからないという御指摘が多数あったという話も聞いております。そんなことで現在先ほどもお話をしたかもしれませんが、観光振興計画に、協議の中でも案内板というのは議論になっているというふうに聞いています。映画の上映がありましたので、このロケセットなんか案内板がなかったということで、急遽産業高校の生徒さんをお願いして設置をさせていただいたという経過もありますけれども、今後も予算の限られた中でということですから、既存の看板を利用する形で効果的なことができないのかとか、今現在協議をさせていただいているというふうに思いますので、ぜひその協議も待ちながら、効果的なそれぞれの観光施設、いろんなさまざまな施設に対する誘導を図っていききたいというふうに思います。

もう一つは、先ほど午前中の議論もありましたけれども、駅横に観光インフォメーションの機能ができるということで、こちら期待をしております。こうした観光インフォメーションという施設ができることでそちらのほうに誘導させていただいて、そこからまた御案内をしていただくというルートもできていくのかなというふうに思います。もう一つは、道の駅も年間40万を超える入り込み数になっていまして、こちらの道の駅もここでいろんな施設の案内を聞いていくといった方も今ふえているというふうに聞いています。こちらの道の駅についても案内機能というか、そうしたのもぜひ強化をしていくようにこれから協議検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） わかりました。ありがとうございます。私は、例えばデパートのようなものだと思っております。デパートには、入り口に案内板があります。エレベーターにも案内板があります。また、各階にも案内板がございます。

お客様が目的の場所に行きやすいようにしてあります。もちろんよい商品があることが大事です。商品のPRも大事だと思います。しかし、お客様が迷わず目的の場所に行けることも重要なことだと思います。ぜひ案内板の整備を検討していただきたいと思います。

最後に、スポーツセンターの駐車場ですが、大変素早い対応をしていただき、驚いていると同時に感謝申し上げます。ありがとうございます。今後このような迅速な対応をしていただけるとありがたいと思います。あわせて福祉車両や介護車両の駐車スペースについても検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川口京二議員の質問を終わります。

原発からの撤退と自然エネルギーの活用について外1件について、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、原発からの撤退と自然エネルギーの活用についてお伺いをいたします。東京電力福島第一原発事故から半年、いまだ収束が見えてこない状況にあります。住むところを奪われ、仕事も奪われ、いつになったら戻れるのか、子供たちや妊婦さんたちへの影響も大きな不安となっております。食への不安や風評被害が重なり、周辺の漁業、関連業の皆さんの暮らしをも脅かしています。6月の世論調査では、原発は廃炉にすべきと答えた方が8割を超えていました。泊原発や青森県の大間原発で一たび事故が起き、幌延の深地層研究センターが核廃棄物の最終埋立地となれば、被害や影響は周辺住民ばかりでなく、北海道全土へと広がる可能性も否定できません。非核平和都市宣言を行っている名寄市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

1つ目に、泊原発について伺います。8月17日、高橋知事は泊原発3号機の営業運転再開の容

認を表明いたしました。北電は、地元同意は法的に不要と表明しており、地元理解を得ないままの営業運転への移行です。泊3号機は、来春プルサーマル発電への移行が予定されています。ウラン、プルトニウム混合酸化物、MOX燃料を燃やすもので、ウランよりはるかに高い放射能を持っていますし、ウラン燃料に比べ低い温度で溶けやすいため、原子炉で冷却できなくなったときには炉心溶融、メルトダウンの危険性が一層高くなると言われています。こうした泊原発3号機の営業運転再開に対する名寄市のお考えを伺います。

2つ目に、幌延深地層研究所について伺います。原発を運転すれば、使用済み核燃料が必ず大量に出ます。死の灰です。それをどう処理し、どこに置くのかという問題は解決されていません。核廃棄物の危険性は、幾世代にもわたって人類につきまとうこととなります。高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関する研究開発を行っている幌延町の深地層研究センターは、ことし7月の時点で約250メートルの立て坑が2本、水平方向にも180メートルを超える2本の坑道が掘削されています。核廃棄物の最終処分場ではないとされていますが、このまま最終処分場が決まらない場合、候補地とされる可能性が排除できません。どの自治体であれ、各廃棄物の最終処分場にさせてはなりません。幌延深地層研究所に対する名寄市の考えをお知らせください。

3つ目に、自然エネルギーの活用について伺います。環境省の再生可能エネルギー導入可能性調査報告2010年では、日本の再生可能な自然エネルギーは20億7,800万キロワットとされています。電力供給2億3,715万キロワットの10倍、原発54基、4,885万キロワットの40倍とされています。8月20日の北海道新聞には、8月上旬に行われた時事通信社の世論調査が報道されていました。福島原発事故を受けて今後望ましい発電方法についての世論調査です。風力、太陽光、地熱などを望む声が84.8%、水力

48.5%、石油、石炭、天然ガスなどの火力39.0%、原子力21.3%にとどまる調査です。国民の間で風力や太陽光など再生可能エネルギーへの期待が高まっているところであります。それでは、北海道の自然エネルギーの可能性ではと。太陽光、風力、地熱、バイオマスなど自然エネルギーの宝庫と言えます。地域特性を踏まえた自然エネルギーへの転換、この可能性を生かすことで産業、雇用が広がります。今自然エネルギー自給率100%を超えている道内の自治体、6町に上っています。名寄市の自然エネルギーを生かす考えをお伺いしたいと思います。

次に、子育てしやすいまちづくりについて伺います。ことしの夏は、関係機関の皆さんの尽力によって、映画「星守る犬」やひまわり畑への関心が広がり、多くの観光客の皆さんに名寄市へ訪れていただきました。今後名寄市は、住みやすいまちとして選んでいただいて、名寄市に住んでいただく、長く住み続けていただくことが必要です。そのための施策として、まず子育てしやすいまちについての考えをお伺いしたいと思います。1つは、子供の権利条例制定の考えについてであります。子供を取り巻く環境は、これまでになく複雑で課題が多くなっています。子育てに夢が持てる、安心して子育てできる社会環境をつくる上で、子供たちが幸せに暮らせるまちづくりのための指針が必要ではないでしょうか。子どもの権利条約は、1989年に国連総会で満場一致で採択された条約です。子供の権利に関する初めての包括的な法的拘束力を有する国際文書という意味を持っています。日本は、1994年にこの条約を批准いたしました。名寄市としても総合計画などで子育て支援についての計画は出されていますが、条例制定の考えはないか、制定に対する考え等お知らせをいただきたいと思ひます。

2つ目に、子ども・子育て新システムについて伺います。すべての子供への質の高い幼児教育、保育を保障し、子供、子育てを社会全体で支援す

るとし、税と社会保障の一体改革の中で2013年実施に向けて進められている子ども・子育て新システム計画ですが、公的保育の解体、営利企業の参入、市町村が関与しない直接入所になるなど、公的責任をなくし、保育を市場化するところにあります。その中身は、すべての子供への質の高い幼児教育、保育を保障するとはほど遠い内容です。今保育所の役割が非常に大きくなっています。子供の育ちのチェックや父母の悩みの相談、虐待防止のための対応などが求められ、保育士の資質向上や質の高い保育が求められているところであります。国と自治体の責任で、だれもが安心して子育てできる保育をつくることが求められています。市の考えをお知らせいただきたいと思ひます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま川村議員から大きな項目で2点の質問をいただきました。

1点目は私から、2点目は健康福祉部長からの答弁となります。

1点目の原発からの撤退と自然エネルギーの活用についての小項目1の泊原子力発電所についてお答えをします。日本の原子力利用は、1955年の原子力基本法の成立をもって始まったと認識をしております。原子力を科学技術の力でコントロールをし、平和のために利用するというアイデアを多くの人が受け入れ、その後多くの原子力発電所が建設をされ、日本では54基の原子力発電所を有しており、現在そのうちの11基が稼働しており、震災等で停止しているものが14基、定期点検等により停止しているものが29基となっております。東日本大震災による福島第一原子力発電所事故が発生をし、重大な放射能汚染被害を東北、関東地方の人々に与え、その影響は日本のみならず世界各国に及んでいます。今回の事故を契機に原子力発電の増設計画や点検などによって停止した原子力発電所の再稼働の是非などが焦点



となり、今後の原子力政策をどのように進めていくのかという議論が政府やマスコミなどに大きく取り上げられております。北海道においても点検後の調整運転を続けていた泊原子力発電所3号機の営業運転再開につきましては、高橋知事が地元町村の意向を確認し、北海道の電力需要のピークは冬に来ること、電力供給の約4割を原発が賄っていることを考慮すると、道民の生活を守り、経済活動を支えるため必要であるとの見解のもと、容認せざるを得ないと判断したと思われまます。しかし、その後北海道電力が道民の意見を聞く会で地域住民に賛成意見表明を依頼していたことが発覚したことから、現在道議会では集中審議されることになっております。

国においては、菅前首相が脱原発依存を表明いたしました。野田新首相は原発事故の収束を最優先に掲げたものの、定期検査中の原発については地元の理解を前提に再稼働すると明言し、若干異なった考え方を示しております。エネルギー施策につきましては、国民生活、国の経済成長、雇用問題初め国家戦略の機軸であるため、中長期的な展望に立って現実的な対応が可能か、総合的な判断が求められると考えております。さらに、原発事故の早期の収束と国民の不安を払拭するさまざまな対策の実施と一層の情報開示も行うべきであると考えております。

プルサーマル計画につきましては、議員が述べられたとおり泊原子力発電所で早ければ平成24年度から実施すべく準備が進められてきました。プルサーマルは、高速増殖炉の実用化を待たずに従来の軽水炉のままで運用が可能のため、資源の有効活用が図られ、余剰のプルトニウムを持たなくてよいという利点があるものの、価格が高いこと、技術的に見て課題が多いこと、万が一の事故に対するとき放射線量の被曝が多いことが言われております。福島第一原発事故が起きたことで慎重な検証が行われ、住民生活への安全、安心が担保されなければプルサーマルの運用は困難であ

ると考えております。

次に、小項目2の幌延深地層研究所についてお答えします。原子力発電所から出る使用済み燃料から燃料としてまだ使えるウランとプルトニウムを回収した後に残る高レベル放射性廃棄物を最終的に地下深い地層中に処分することは、国の基本方針となっております。日本原子力研究開発機構の幌延深地層研究センターは、国の研究機関として高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関する研究開発として、地層科学研究や地層処分研究開発を行うことにより、地層処分の技術的な信頼性を実際の深地層での試験研究を通じて確認することを目的に設置された施設と認識しております。また、研究センターが実施する研究には、地元や北海道の理解と協力を得るため、幌延町における深地層の研究に関する協定が結ばれております。中身につきましては、1つ目に研究を進めるに当たり研究実施区域に研究期間中はもとより研究終了後も放射性物質を持ち込むこと、使用することはありません、2つ目に深地層の研究施設を最終処分の実施主体に譲渡をしたり、貸与することではなく、研究終了後は研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻します、3つ目に研究実施区域は将来とも放射性廃棄物の最終処分場とはせず、幌延町には放射性廃棄物の中間貯蔵施設を設置することはありませんなどを協定しておりますので、目的外の利用についてはないものと考えております。本日の新聞で、幌延町長は昨日の定例町議会的一般質問に対しまして、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の候補地選定に向けた国の調査につきましては受け入れを否定されました。

次に、(3)、自然エネルギーの活用について答弁いたします。エネルギー問題につきましては、地球温暖化対策とも密接な関係があり、我が国は京都議定書に基づきまして二酸化炭素などの温暖化ガスの排出量を削減することを国際公約しております。今回の福島原発事故を契機に原子力エネルギーの危険性について、国内はもとより世界的に

も活発な議論が展開され、自然エネルギーの導入を中心に原子力に依存しない再生可能なエネルギーの活用へと大きく流れは変わりつつあります。しかし、我が国の電力エネルギーの約3割は原子力発電で賄われており、その現状をしっかりと見据え、国民生活や経済活動への影響も考慮しつつ、国全体で安全で安定的に確保する中長期のビジョンを示すことが急務であると考えています。このような中で省エネの徹底やエネルギー効率の引き上げによって低エネルギー社会を目指すとともに、太陽光、風力、雪氷、中小水力、地熱、バイオマスなどそれぞれの地域の条件に合った地域新エネルギーの導入も検討すべきものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私からは、大項目2、子育てしやすいまちづくりについての小項目1、子供の権利条例制定の考えについて申し上げます。

1989年の第44回国連総会において採択の児童の権利に関する条約、通称、子どもの権利条約では、子供を一人の権利主体にとらえ、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの柱に要約される子供の権利を保障しており、日本においては1994年に批准されました。その後2000年の国連総会では、子どもの売買、子どもの買春、子どもポルノに関する選択議定書と武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書の2件が採択され、日本でも2004年と2005年にそれぞれ批准されました。日本は、世界の国々と子供の権利に関して条約を結び、だれもが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長、発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。こうした経緯により、日本国憲法及び子どもの権利条約の理念に基づき、子供の権利の保障を進めるため、全国の自治体で子供の権利条例が制定されてきています。NPO

法人子どもの権利条約総合研究所のこしとの1月現在の調べによりますと、全国で97自治体が総合条例、個別条例、施策推進の原則条例、子供憲章などの方法によりそれぞれ制定しています。道内においては、平成14年に奈井江町、18年に芽室町、22年に幕別町が子どもの権利に関する条例を、20年に札幌市が子どもの最善の利益を実現するための権利条例、21年に滝川市が未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例の2市3町が、北海道では16年に北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例をそれぞれ制定しています。

現在の子供を取り巻く環境は、核家族の進行や生活様式の多様化に伴い、家族の団らんの減少、きずなの希薄化を招いているのではないかと考えています。子供の人格形成には、保護者や家庭の果たす役割は大きく、特に基本的な生活習慣、善悪の判断、社会ルールなど身をもって示すことが大切であり、家庭の養育力、教育力の向上が重要な課題であると考えております。子育てを社会全体で担うべく家庭、地域、行政の連携が強く求められている状況にあり、本市におきましては平成22年3月に前期に引き続き5年間の次世代育成支援後期行動計画を策定し、取り組みを進めているところであり、今後もその着実な具現化に向け関係機関と連携を図りながら、推進してまいりたいと考えております。子供の権利条例制定に当たりましては、その実効性を高めることが求められますので、内部で研究を重ねながら検討してまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て新システムについて申し上げます。厚生労働省は、本年7月6日、子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキンググループによる子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめについてを発表いたしました。その内容は、幼稚園と保育所を一体化した総合施設型こども園を標準とする制度として導入をするものでありますが、幼稚園も保育所

も一部残すものとなっております。就学前施設は、現在の幼稚園、認定こども園、認可保育所に、認可外保育所は将来においてはそれぞれ幼稚園型こども園、総合施設型こども園、保育所型こども園、指定制企業型こども園に移行する複雑な仕組みとなっております。総合施設型への企業参入を規制する可能性も高く、株式会社の多くは指定制企業参入型こども園になると予想されます。厚生労働省は、当初2011年度通常国会において法案を提出予定でありましたが、断念し、税制抜本改革法案とともに法案を年度内に提出する運びとなっております。子ども・子育て新システムは、子供の育ち、子育て家庭を社会全体で支える仕組みを構築しようとするものでありますので、財源がさまざまに分かれている現在の子供、子育て支援対策を再編成し、幼保一元化を含め制度、財源、給付について包括的、一元的に制度を構築しようとするものです。また、実施主体は市町村とし、新システムに関するすべての子供の子育て関連の国庫負担金、労使拠出等から成る財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組みを導入するとの考えであります。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など、費用負担や交付金のあり方について決定には至っておりません。質の改善、量的拡充とあわせて1兆円を超えると見られる財源の確保も難しい状況であると報道されています。本市においては、引き続き国の動向を的確に把握しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問と要望とをさせていただきますというふうに思います。

まず、原発の問題です。泊の原発、先ほどのご答弁の中では、政権交代が行われる中で対応が本当に大変だと、そんなこともお話しされていましたけれども、やはり今原発が本当に安全でないとい

うことが今回の福島原発事故で明らかになったのではないかとこのように私は思っています。先ほど安心、安全が担保されなければという、プルサーマルからの発電への移行の問題、そのようにおっしゃったかというふうに思うのですが、安心、安全が担保されるということはどういうことなのかというところら辺を御説明いただければと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 国のほうで安全な運転を監視するセクションもございますので、政府が責任を持って、プルサーマルについてはいろんな学者の先生方も含めてさまざまな意見が分かれておりますので、既に運転をしている原子力発電も本州方面ではありました。そういうことも含めて、本当に今ストレステストも含めて原発そのものの安全性についても議論されておりますので、MOX燃料の安全性が通常のウランよりもメルトダウンが起きやすいというような危険性を指摘する学者もありますので、この辺は専門的な観点からの安全性の確認がされない限り、運転は非常に困難でないかなというような認識を持っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今のお話を聞けば、安全であるとはっきりとした明確な答えが出ない限りはというふうに受けとめていいのかなというふうにお聞きしたのですけれども、今世界的にももう安全でないということがはっきりしてきている中で、なかなか日本の中ではそのことが公にできない。先ほど高橋知事の問題も出されていましたが、北電へのやらせの問題等々出てきました。これも建設をめぐる説明会、またプルサーマル導入をめぐる道主催、国主催の説明会、この中でメールを送って、出席はもちろんのこと、推進意見の表明をするというようなやらせのことが次々に今ここ毎日のように明らかになっているという状況になっている中で、本当に国民としては安

全と言っていたものが全然安全でなかったと。本当に安全神話と言われてきたことがここに白日のもとにさらされたのかなというふうに思っていて、なかなか立場的に、先ほど経済的な部分も含めると、経済発展の部分も含めてというふうなお話でしたけれども、はっきりと原発はやめるべきだという表明はしがたいのかとは思うのですけれども、営業運転、やっぱり原発は撤退すべきだというふうに思いますが、その点もう一度伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほどプルサーマルの関係につきましては、技術的な問題でもありまして、専門的な知識として安全かどうかの確認については名寄市としては意見を申し述べる部分についてはございませんけれども、通常のウランの軽水炉型の原子力発電から比べると、安全性のところに課題が多々あると。実際の今回の福島第一原発の状況を見ても相当国のほうでもしっかりとした検証を行って、その辺を実際にこれからプルサーマルで運用しようとする周辺自治体への説明も含めて相当数の理解を得ないと、単純に通常の原子力発電と同じような形で、定期点検が終わって安全確認できたからというようなレベルの話ではないのかなと。その辺も含めて国がそこら辺をしっかりと判断をしていくべきだと思っております。名寄市としては早急な運用については非常に困難というふうな形で先ほど発言させていただきました。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 先ほど高橋知事が3号機の容認をしたところ辺で、これから冬に向かって電力が多く使われると、その不足についてもというような話がされたということでした。今ちょっと御紹介をしたいというふうに思うのですけれども、本当に北海道の電力足りないのかということら辺なのですけれども、北電の発電設備では742万キロワット、あと道企業局、その他もろ

もろ合わせると831万キロワットの電力供給する設備が整っているということです。そこから原子力、泊の部分引いても624万キロワット、過去に最も使った最大電力が578キロワットということであれば、設備能力は十分とは言いませんけれども、あると。今回の福島の事故の後、皆さん本当にそれぞれ家庭でも企業でも工夫をされて、エコということで電力消費抑えてきています。これから質問させていただきます自然エネルギーの利用のところも含めると、やはり焦って泊3号機ゴーサインを出すことはなかったのではないかと。いうふうに私は思っているのですが、そのところについてのお考えはいかがでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 知事が御判断されたのは、道民の生活を安全、安心に守るという観点から、積雪寒冷の厳しい北海道の地特有の政治的な判断がおありになったのだろうというふうに考えています。ただ、残念なことなのは、せっかく住民の皆さん方の御意見を聞いて原子力発電所の運用をするに当たって、北電さんのやられましたやらせということにつきましては非常に国民の信頼を損なう出来事でありまして、それが余計不信感、不安感をあおっているものだというふうに考えております。ただ、電力の需給の関係について、安定的な供給について産業の進展状況も含めたり、それから文化的な水準の上がりにも伴っていろいろな家電製品が各家庭のほうには相当多く入っております。この関係につきましては北電さんが過去供給した電力と実態に使われている部分との差等についてはちょっと手持ちのほうは資料がないもので、議員のおっしゃっているとおり一定の余力があるとすれば、将来的には日本の国全体が再生可能な自然エネルギーのほうにシフトがえをしていくのが望ましいのではないかなというふうに感じております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 本当に原発問題、今福

島の皆さん大変苦しんでいらっしゃいます。せんだって私は、杉並の交流で行ってまいりました。ちょうど隣り合わせで南相馬市から来られた方とお話する機会がありました。本当にもう子供たちのことを思うと胸が張り裂けそうだと、そして自分たちのまちがこれからどうなっていくのかと、そういった不安が語る語られたところでもあります。そういったことが引き続き、日本は地層が断層地帯にいっぱい、さっきお話あったように54基も原発が建っているわけで、本当に事故がないほうが幸いなくらいかなと私は思って、それぞれのところで、いつどんなふうになるかわからないという中で、やはりきちっとした政府としての方向性を見出していきたいとは思いますが、また地方からもそういった声もきちっと出していくことが必要だろうというふうに思っています。

あと、幌延の深地層研究所についても該当する幌延の町長さんだけに判断をゆだねるということではなくて、近隣の私たち市町村としてもやはりきちっとした考え方を明らかにしていく、そのことが必要ではないかというふうに考えているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 今後のエネルギーにつきましては、議員御指摘のとおり安全で安価でクリーンなエネルギーが理想ということは一貫するところであろうと思います。ただ、現実問題としてももう既に原子力発電というのが日本の国の電力のウエートをかなりの部分を占めているということですので、ここの部分が現状で安全性が確保されて、なおかつ地域の皆さんの理解、協力が得られればということでの再開というふうに認識をしております。ここについては、平時のリスクというのも当然あるわけですから、今回は1,000年に1度と形容されるような30メートル、40メートルを超える大津波、あるいはマグニチュード9という大変な震災を経てのリスクということですので、この辺につきましてはまた今後5

4基すべてをストップしたとしてもかわりのエネルギー源は当面ないわけですから、これについての現実的な対応というのはやはり短期、中期、長期でしっかりと国レベルでの政策をしっかりと打ち出して進めていくということに尽きるのではないかと思います。

それから、幌延の点でも御質問いただきました。例えば54基の原発を今すぐやめたとしても、使用済み燃料等の処理問題は残るわけです。もう放射能の影響が生命にも環境にも影響がないような処理の方法をとらなければならぬというのは、これは私どもの責任であります。現在幌延のほうでこうした処理方法をどういうふうにすれば安全に処理、保管できるのかということで研究を進めておりますので、これについてはしっかりとまた研究成果が出せるようにということで期待をしておりますし、その後の処理についてはまた地域の皆さん、あるいは国のレベルでの検討があるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今副市長のほうから原発54基すべてとめたらと。先ほども紹介あったように、3号機を含めて12基だと思っておりますが、動いている中で、私たち共産党は直ちに今すぐ停止ということではなくて、やはり5年、10年という期限を切ってきちっと廃炉にしていこうというふうに提案もさせていただいているところであります。例えば出てきた核廃棄物の処理についても、本当に今お話がありましたように大変なものであります。私もこの部分は非常に難しくてなかなか皆さんにうまく御説明できないのですけれども、最初の核燃料に使うものより使用済みの核燃料は1億倍もの放射能を持っているのだというふうに言われています。その死の灰を閉じ込めてガラスで、ガラス固化体というものにして埋めていくことが最善だろうというふうに言われているわけなのですけれども、やはりそれが調べてみます

と昨年未現在で、これがガラス固化体というのが134センチの直径43センチ、重さ約500キロというものが今既に1,702本国内でそれぞれ原発のところにプールの中に保管されているわけなのですけれども、すべて再処理すると約2万4,100本にもなるというふうに言われています。だから、これは国の責任で国内、世界じゅうの皆さんの英知を集めて安全に処理することを研究を進めていただきたいというふうに思っているのですけれども、やはりさっきもお話ししたように幌延が今そういう研究所ということですが、埋蔵するところがなくなればという不安もないわけでありませぬので、さらにその声を広めていきたいというふうに思っています。

自然エネルギーの活用についてでありますけれども、すべて原発をなくした中でどうしていくのかということら辺で、やはり自然エネルギー、再生可能なエネルギーを活用していくことが本当に今求められているかというふうに思います。先ほど御説明の総務部長の御答弁の中で、具体的に名寄市としてはどういった自然エネルギーを生かすのかというお話がされなかったかなというふうに思います。例えば芽室町では、住宅用太陽光発電システムの導入補助制度を行って、ことし4月25日から12月22日まで募集する予定だったのが8月8日に募集件数がいっぱいになって終了している。非常に関心が高かったのだというふうに思います。そして、もう一つ、芽室町では施工するに当たって町内業者の皆さん方に施工をお願いすると、住宅リフォーム奨励事業の対象となつて2万円の商品券が交付されると、こんなことも出されていて、自然エネルギーの活用と地域経済の活性化を結びつけているというふうな例も示されています。こういった部分で名寄市としてのお考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 自然エネルギーの活用の関係については、基本的には可能なものに

ついては積極的に進めてまいりたいというふうに考えています。ただ、先ほども述べましたように、地理的条件とか地域特性とかがありまして、従前北見市は太陽光でいろんなイベント等したこともあるのですけれども、最近は日照時間の関係では必ずしもということがありまして、名寄におきましては積雪寒冷地ということも含めて気象的な条件でいうと夏場の部分と冬場の分との違いもありまして、この辺が1つ国の今後進めようとする自然エネルギーを使ったさまざまな支援制度とミックスをした形で、名寄市も独自にすることについてはかなり財源のかかるものでありますので、モデル的に数件することについては可能なでしょうけれども、広く地域の皆さん方に活用してもらおうとすれば国との連動が必要かなと思っています。ちなみに、太陽光発電をするときに普通の家庭で150万円から250万円ぐらいという情報も得ています。そこで、今現在出ている国のほうで支援されているものについては名寄地区においては16万8,000円で、道の補助制度はありません。当然市も今のところは持っておりません。そういう状況の中です。その辺もちょっと含めて、国のほうで菅前首相が1,000万戸の太陽光の発電を公表しましたけれども、そこに向けての費用たるものは15兆円に匹敵するというような話も出ておりますので、苦しい財政状況の中では自然エネルギーを基本的には積極的に活用するという考え方のもとでさまざまな国の支援策と連動する形で検討はしてみたいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 国の支援も含めて、当然だというふうに思うのですけれども、道内各地域であらゆるいろんな自然エネルギー活用をされていて、本当に北電に売電をして財政も得ているというところら辺もありますので、ぜひそういったところを積極的に研究を続けていただきたい。早めていただければというふうに思っています。

次に、子育てしやすいまちづくりについてお伺いをいたします。制定の問題を出されましたけれども、検討していきたい。中身いろいろ難しいというふうには思うのですけれども、子供を子育てしやすい、安心して子供を育てるまちという意味では、やっぱり一つの指針がないのとあるのとでは違うのではというふうに思っているのです。例えば隣の土別市でも子育て日本一のまちづくりを目指すということで、今準備中というふうに言われています。先ほど出ていた芽室町でも条例をベースにして子育て行政の統合化ということで、子供の支援の視点に限らずに保護者をも含めた家庭の支援の視点から、保健師さんたちが中核となって出生前の妊婦健診や出生後の乳児健診、そして学校に入ったら放課後子ども教室、不登校、ひきこもりの支援のための広場の整備など、ライフステージに移行しても途切れることのない継続的な、総合的な支援ができる場所づくりを目指していると言われています。これは、名寄市においてもそれぞれが取り組まれている内容ではありますが、条例を基礎に教育行政と福祉行政がうまく連携できる、これが望まれるところではないかというふうに思っているのです。北広島市では、今条例の準備をしていますけれども、その中に生きる権利としての医療を受ける、健康に配慮され、適切な医療を受けられることという、安心して生きる権利の中にこのように書かれているわけですが、子供の医療費助成について、名寄市として今道の基準に合っているのですけれども、この子供の医療費助成について助成の内容を広げる考えはあるかないか、お知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員からの御質問で、乳幼児医療の部分での御質問でございます。全道の35市の拡大実態状況をお知らせ申し上げたいと思えます。

市町村民税課税世帯の3歳以上の子供に対する

助成につきましては、全額助成を行っているのは岩見沢市など2市、土別市では前回もお話ししましたように小学生までが全額助成、中学生につきましては入院の全額ということでございます。就学前児童の初診料一部負担につきましては、札幌市など6市、そのほかに旭川など7市については独自の助成を行っているということであります。また、3歳未満児と、それから市町村民税非課税世帯への全額助成を行っているのは帯広ほか7市、全道35市中、名寄市を含む19市、54%は北海道と同じ基準で実施させていただいているのは議員御承知のとおりでございます。上川管内の町村では、下川など9町が全額助成、それから剣淵など8町については独自の助成も行って聞いてございます。当市におきましては、独自の上乗せ助成は現在してございません。市長会等々を通じまして国等、それから道等にも助成の拡大を要望をさせていただいているところでございます。議員言われますように、安全で安心な子育てと。環境づくりを整えることは、非常に重要な施策の一つと考えているところでございますけれども、ことしの第1回定例会でも申し上げましたけれども、現時点で無料化に踏み切りますと年間3,000万円以上の支出が見込まれます。現在の名寄市の健全財政維持を展望しながら、今後も国、道の動向を踏まえながら、さらに検討を推し進めさせていただきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 道内の半分が道の基準になっているというお話でした。しかし、そちらのほうに基準を合わせていくのではなくて、やはり多いほうに基準を合わせていただきたいというふうに私は思うのです。いろんな助成の内容を広げる考えもあるかなというふうに思います。例えば今3歳児未満と住民税非課税世帯の初診時の一部負担金受けていますけれども、ここを無料にする、そういったところも自治体であります。就学

前の乳幼児の全額助成、もろもろいろんな名寄市に合った助成の仕方あるかというふうに思います。その部分をぜひ検討していただいて、本当に安心して子育てできるまちに持って行っていただきたいというふうに切にお願いするところであります。

権利条約の問題についても札幌市の札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例、これが前文のところで非常に心を打たれるというか、基本かなというふうに思っています。ちょっと読み上げさせていただくと「日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にす日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています」、このように書かれています。この立場で名寄市もぜひ制定に向けて検討を進めていただきたいというふうに思います。

子ども・子育て新システムについてもこの子どもの権利条約、条例が反映していくものかなというふうに思っています。国の首相が交代される中で、いろいろ私たちもどう見ていったらいいのか、判断したらいいのかと迷わされることがたくさんあるのですけれども、今先ほどもお話ししたように、今回の子ども・子育て新システム、これは本当に児童福祉法の自治体の保育実施義務をなくして利用料の応益負担化を進めると。本当に父母負担をふやし、そして営利企業の参入促進など、保育を父母の自己責任にしていくと。企業のもうけの場にする方針を強行しようとするもので、やっぱり認めるわけにはいかないというふうに考えております。中には、こうしたことから手のかかる子や障害を持った子供が排除される危険なども指摘されているところです。ですから、公的保育が本当に求められるところだというふうに思っています。保育の内容とあわせて、保育所の問題も待機児童解消のために保育所の面積基準の引き下げ

も行われました。とんでもないことをやってくれるかなというふうに思っていますが、読売新聞8月20日付では保育所の園児詰め込み、健全な環境かと、こんなふうな懸念も示されています。基準も含めて、さらには保育士の資格のない職員も認めるといような方向で規制緩和が推し進められているということでもあります。私たちは、保育のプロを養成する短期大学を持っています。公的保育制度の充実を強く求めたいところなのですが、保育所の問題で名寄の保育所施設の整備について1点お伺いしたいと思います。

さきの議会報告会の折に、ある保育所に通わせている父母の方から、保育所の手洗い場、お湯が出ないで水だけだと。冬は冷たくてかわいそうで、何とかしてほしい、こんな要望が出されたところでもあります。聞きますと、市内全部の保育所が水しか出ないと。温水対応になっていないということでした。保育士さんたちが冬になりますと洗面器にお湯を用意して対応されているということでしたけれども、今感染症予防の問題では手洗い、うがい、これが有効ということで、手洗いが非常に有効だということで進めている中で冷たい水の中で手を洗うということは、やはり今の時代どうかというふうに思っているのですが、施設整備の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 智恵文地域の保育所の問題ですよね。

（「すべての施設です」と呼ぶ者あり）

○市長（加藤剛士君） 智恵文を含めて4つの保育所の施設の改修ということで今御質問ありましたけれども、議会報告会で要望が強かった部分については、とりわけ智恵文の保育所の問題、お湯が出なかったというような話も含めてお湯の問題があるということに聞いていますけれども、できる限りこれは対応していきたいというふうに考えていますので、ぜひその旨御理解いただきたいというふうに思います。



○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） この父母の方からの要望が出されたのは智恵文でした。しかし、全市内の各保育所も水しか出ていない。施設全体が古く、年数がたっていますから、本当に水だけでは手が冷たいです。私たち大人も冬水だけで手を洗うというのはかじかんでしまう、そういう中でこれから担う子供たちに本当に冷たい水でいいのかなど。何とか立派な温水設備をぱっとつくってくださいということではなくて、やはり何らかの形でできる範囲で工夫をしていただけないものかというお願いです。その部分についてのお考えをお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 新年度に向けてしっかりとそのお湯の問題については、4施設で対応できるように協議を進めていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひお願いをしたいと思います。保育の中身、そして保育所の施設、やっぱりこれが整っていくということでは、私たち名寄市は教育都市宣言を行っているまちであります。保育所から大学までそろっている。名寄に来て子供を教育させるのに本当によかったという声も私聞いています。教育環境だけでなく、やはり子育て環境の充実も含めて取り組んでいただく、このことを強くお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議長からお許しをいただきましたので、貴重なお時間をいただきました。現在風連庁舎で行っております風連庁舎事務室等

改修工事におきまして、地下室よりアスベストが検出をされました旨の報告がありました。公共施設のアスベスト対策につきましては、平成17年までに検査を終了し、公共施設すべてにおきまして撤去を含め、安全性の確保を図ってきたところであります。今般改めてこのアスベストが検出されましたことから、これまでの経緯及び対応につきまして報告をさせていただきます。

詳細につきましては、建設水道部長より報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 市長報告の補足説明をさせていただきます。

風連庁舎事務室等改修工事その2は、現在施工中であり、地下機械室の床面積65平方メートルありますけれども、このボイラー交換工事を行っておりますが、既設煙道等パッキン類の撤去作業において、アスベストの含有調査を行うことになっております。この調査の一環として、壁吹きつけ材について施工業者が自主的に検査を実施したところ、天井、壁約125平方メートルからアスベスト6種のうちの中の一つ、トレモライトが検出された旨一昨日報告がありました。風連庁舎のアスベスト対策については、平成17年の分析検査において検出されなかったため、アスベストに関する安全性は確認済みと認識していたところあります。今回の検査結果を受けて再度内部調査をしたところ、平成17年の分析調査ではアスベスト6種のうちクリソタイル、アモサイト、クロシドライトの3種類についてのみ不検出という結果であり、今回検出されたトレモライトについては当時の分析対象外で、平成20年に国の通達で分析対象として追加されたアスベスト3種類の一つであることが判明いたしました。本来ならば平成20年の通達時に追加対象アスベストについても調査すべきところ、連絡の不徹底、あるいは解釈の違いなどにより検査が行われなかったものと考えているところであります。結果として、アス

ベスト対応に不備があったことは事実として、今回の庁舎改修工事において適切に対応し、問題解決に当たりたいと考えております。

なお、他の公共施設にはアスベストの残留はないものと考えております。

また、改修工事は当初7月29日から10月31日でありましたが、アスベストの除去作業におよそ2カ月程度がかかるということでもありますから、除去作業と本体工事を並行して行ったとしても11月末まで工期の延長が必要でありますし、経費は700万円程度と考えておりますので、現行予算の中で設計変更による対応をしたいと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（黒井 徹議員）** 特に発言がなければ、この報告にて終了させていただきたいというふうに思います。

竹中憲之議員。

**○8番（竹中憲之議員）** 今野間井部長のほうからアスベストの関係で報告がございましたけれども、現実当初の検査項目3種目と。その途中から5種目変わった時点で検査を怠ったという状況だというふうに報告がありましたけれども、その中でも名寄においてはそのほかの施設についてアスベストはないものだというふうに思っているというふうに今ありましたけれども、現実古いところでの、特にボイラー室関係が中心だと私は思っていますけれども、そこでの再検査も含めてやることは気持ちとしてないのかどうか。特に学校等々含めて多くのボイラーを持っているわけですから、一番重要な子供の教育現場でありますから、そのところについても含めてそのような考えがあるかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（黒井 徹議員）** 扇谷市民部長。

**○市民部長（扇谷茂幸君）** アスベストの情報収集を含めてこの間の対応、市民部のほうで情報収集をして対応しておりましたので、私のほうから

状況を改めてちょっと説明をさせていただきます。

平成17年までに一定のアスベスト、法律の整備が完全になされまして、使用禁止に至るまで17年、おおむね法律上は整備をされたということで、それで平成17年に具体的な濃度の指定とあわせまして使用禁止という文言が正式に、低い濃度での使用禁止ということがなされておまして、平成17年度に改めてアスベストの検査を行ったという経緯がございます。その間アスベストの問題につきましては、平成以前のときからさまざまな形で問題提起がされておまして、都度必要なものについては撤去等の対応がなされてきたと。そして、17年以前私どもで押さえていた、いわゆる市の関連施設、公共施設関連、教員住宅も含めての話なのですが、ちょっと413件の施設をすべて調査をしております。法律上の扱いでいきますと、まずは設計図書でアスベスト様のものの吹きつけ含めてあるかないかということをもまず確認をしながら、最終的には目視と。目視で露出部分を含めて対応すると。この2点で一定程度絞り込むことが可能という国の判断もありましたので、すべていわゆるアスベスト本体の検査を行っているということではありません。あくまでも事前の調査において怪しいものについて改めて検査を行うということを平成17年に行っております。413件のうち怪しいと思われるものについては、その段階で既に撤去等されているものもありましたので、その中で残ったものが5カ所ございました。その5カ所について当時必要と言われていたアスベストの3種類について検査を行って、すべて検出はされないということで、問題なしということで一たん私どもは考えていたということでございます。それで、平成20年になりまして、実は国のほうから改めて通達がございまして、本来アスベストは国で考えているのは6種類ですということでした。そして、何で平成20年に改めて6種類が言われたかといいますと、実は17年以前まで日本で使われている建築資材について、い

いわゆるアスベストの成分は3種類しか含有されていないというのが国と、それから建築業界の常識でございまして、JISの関係についても3種類を主に検査をするという項目になっておりましたので、建築業界にしましてもその3種類のみを検査を常時行っておりまして、国もそれを追認してきたという経緯がございまして。ところが、平成20年近くになりまして、大都市でいわゆる常時言われていた3種類以外の成分についても検出し始めたという現実がちょっとありまして、それで平成20年に改めて通達がありました。

それで、私どもは通達を受けて平成20年に当時怪しいと言われていた名寄市内の施設5カ所検査をして、改めて6成分については問題なしという結論を出しておりますが、今野間井部長のほうからの説明にもありましたとおり、平成13年、17年ですから、合併前のデータを改めて20年に突合したということにして、風連地区におきましては既に学校等アスベストの撤去は済んでおりましたので、該当施設はないという判断が実はあって、それで漏れたということがございまして。平成17年に風連庁舎のアスベストは3種類の検査を行ってございましたから、本来であれば怪しい施設として資料上突合されていかなければならなかったということでもありますけれども、どうもこの間ちょっと調べてみますと、アスベスト3種類検出をされなかったということが平成20年の情報の突合の段階で、いわゆる風連庁舎にアスベストがないというような情報の処理がされておりましたので、私どもに情報が上がってこなかったということで、結果として抜けていたということになります。当時のいわゆる情報のやりとりを含めて問題があったというふうに考えざるを得ませんので、この辺につきましてはやはり新たな情報のやりようを含めて反省をすべきと。新たな対応をすべきというふうなことは、当然であろうかと思えます。ただ、現実として法律上、いわゆる設計図書であるかないかを確認する、そしてもしくは目視をす

るといふ形になりましても、吹きつけ部分が露出をして明らかになっていないとなかなか見つけにくいという、そういった状況もありますし、これまで3種類もしくは6種類といったような対応を含めて変遷があったということで、今回残念ながら漏れがあったということの判断をしているというところであります。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 実は、名寄地区の場合は再調査もしたということではありますが、今回風連庁舎合併前の調査ということになるわけですね、最終調査は。気になるのが風連の各公共施設のあり方、解体して何ともなかったところもあるようでもありますけれども、そういうところの再調査も含めて私はやるべきかなと思う。ただ、今扇谷部長さんから言われたように、ほとんどないだろうという判断のようでもありますけれども、実はもう大分たつのであります、望湖台に国鉄の貨車がありまして、あれを引き揚げると。ある会社の方が国鉄アスベスト使っていないかという話が実はございまして、私も国鉄にいたわけではありますが、貨車にアスベストを使っているということは多々あったのでありますけれども、その番号によっては使っているかどうかというのが全然わからなくて、結果的には業者に、直接内部工事者に頼んで聞いたほうが良いということをやったことがあるのですけれども、そういう古いものが出てくるとしたら、また大変な問題になってくるのかなというふうに私は思うものですから、こういうふうにとちょっと聞いたわけでもあります。もし調査するというと金もかかりますし、それなりの閉鎖しての期間も含めてかかりますから大変な状況でありますけれども、事安全の問題でありますから、できれば風連地区の問題、名寄もそうでありますけれども、再調査も含めてやっていただくということをしたほうが良いのかなというふうに私は思いますので、そのことで疑問な点があれば再調査をしていただいて、安全なものにしていただくという

ことを求めて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） まさにそういったことが必要だろうというふうに考えますので、改めて再調査をしたいと思います。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 2時53分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 植 松 正 一

署名議員 佐々木 寿